

ISSN 0915-6119

CIRCULAIRE DE LA SOCIÉTÉ FRANCO-JAPONAISE DES ÉTUDES ORIENTALES

n° 44

Kyoto-Tokyo, mars 2021

信 通



日 仏 東 洋 学 会

2021年 3 月

東 京 ・ 京 都

第44号

日仏東洋学会

会 長：中谷英明

名誉会長：Cécile SAKAI

顧 問：興膳宏

評 議 員：Didier DAVIN・Marc-Henri DEROCHE・濱田正美・飯島
孝良・岩尾一史・彌永信美・門田眞知子・加藤純章・木
島史雄・熊谷誠慈・京戸慈光・牧野元紀・松原康介・御
牧克己・森由利亞・中島隆博・中谷英明・大谷暢順・田
中文雅・土屋昌明・山畑倫志

代表幹事：小関武史

会計幹事：手嶋英貴 会計幹事補佐：長谷川琢也

監 事：Didier DAVIN・森賀一恵

運営委員会：会長（委員長）、代表幹事、会計幹事、学術・企画委員
長、広報委員長、監事

学術・企画委員会：代表幹事（委員長）、会長、当番幹事（輪番制）

広報委員会：熊谷誠慈（委員長）、岩尾一史（『通信』編集）、亀山隆
彦（『通信』編集）、山畑倫志（ホームページ管理；メーリン
グリスト管理）、飯島孝良（フェイスブック管理）

事務局

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67

龍谷大学法学部 手嶋英貴研究室

『日仏東洋学会通信』編集局

〒600-8268 京都府京都市下京区七条大宮東入ル大工町125-1

龍谷大学文学部 岩尾一史

表紙題字 元・趙孟頫の六体千字文から
高田時雄氏集字

カット イラン陶器模様（13世紀）から
桑山正進氏作

日仏東洋学会会則

- 第1条 本会を日仏東洋学会と称する。
- 第2条 本会の目的は東洋学に携わる日仏両国の研究者の間に、交流と親睦を図るものとする。
- 第3条 本会の目的を実現するために次のような方法をとる。
- (1) 講演会の開催
 - (2) 日仏学者の共同の研究及びその結果の発表
 - (3) 両国間の学者の交流の促進
 - (4) 仏人学者の来日の機会などに親睦のための集会を開催する
 - (5) 日仏協力計画遂行のために学術研究グループを組織する
- 第4条 事務局（本会所在地）は会計幹事の所属する機関内におく。
- 第5条 本会会員は本会の目的に賛同し、別に定める会費をおさめるものとする。会員は正会員および賛助会員とする。
- 第6条 正会員および賛助会員の会費額は総会で決定される。
- 第7条 本会は評議員会によって運営され、評議員は会員総会により選出される。評議員の任期は2年とするが、再任を妨げない。
- 第8条 評議員会はそのうちから次の役員を選ぶ。これらの役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。
- 会長 1名 代表幹事 1名 幹事 若干名 会計幹事 1名 監事 2名
- 日仏会館フランス事務所所長は、本会の名誉会長に推薦される。会員総会はその他にも若干名の名誉会長・顧問を推薦することができる。
- 第9条 会長は会を代表し、総会の議長となる。代表幹事は幹事と共に会長を補佐して会の事務を司る。会計幹事は会の財政を運営する。監事は会の会計を監査する。
- 第10条 年に一回総会を開く。総会では評議員会の報告を聞き、会の重要問題を審議する。会員は委任状又は通信によって決議に参加することができる。
- 第11条 本会の会計年度は3月1日より2月末日までとする。
- 第12条 この会則は総会の決議により変更することができる。
- 第13条 以上の1条から12条までの規定は、2018年3月18日から発効するものとする。

STATUTS DE LA SOCIÉTÉ FRANCO-JAPONAISE DES ÉTUDES ORIENTALES

- Art. 1 Il est formé une association qui prend le nom de Société Franco-japonaise des Études Orientales.
- Art. 2 L'objet de la Société est de promouvoir les échanges scientifiques et amicaux entre spécialistes français et japonais des Études Orientales.
- Art. 3 Les moyens employés pour réaliser l'objet de la Société sont entre autres les suivants :
- 1 - Organisation de conférences.
 - 2 - Études et recherches entreprises en commun par des scientifiques français et japonais et publication de leurs résultats.
 - 3 - Développement des échanges de scientifiques entre les deux pays.
 - 4 - Organisation de réunions amicales entre scientifiques français et japonais, notamment à l'occasion des visites des scientifiques français au Japon.
 - 5 - Organisation de groupes de travail spécialisés, pour la poursuite de projets coopératifs franco-japonais.
- Art. 4 Le siège de la Société est établi à l'établissement auquel appartient le trésorier.
- Art. 5 Sont membres de la Société toutes personnes qui approuvent le but de la Société et acquittent la cotisation.
- La Société comprend des membres ordinaires et des donateurs.
- Art. 6 La cotisation pour des membres ordinaires et des membres donateurs est décidée par l'Assemblée Générale.
- Art. 7 La Société est administrée par le Conseil d'Administration. Les membres du Conseil d'Administration sont élus par L'Assemblée Générale. Ils sont élus pour deux ans et sont rééligibles.
- Art. 8 Le Conseil d'Administration élit dans son sein :
- 1 Président - 1 Secrétaire Général - Plusieurs secrétaires - 1 Trésorier - 2 Auditeurs.
- Les administrateurs ci-dessus sont élus pour deux ans et sont rééligibles. Le Directeur français à la Maison franco-japonaise est statutairement président d'honneur. En outre, l'Assemblée Générale peut élire un ou plusieurs présidents d'honneur et plusieurs conseillers d'honneur.
- Art. 9 Le président représente la Société et préside l'Assemblée Générale. Le secrétaire général assiste le président pour assurer avec les secrétaires les activités de la Société. Le trésorier gère les finances de la Société. Les auditeurs surveillent la comptabilité.
- Art. 10 L'Assemblée Générale se réunit une fois par an pour entendre le compte-rendu du Conseil d'Administration et délibérer sur les problèmes importants. Les membres de la Société peuvent voter par procuration ou par correspondance.
- Art. 11 L'année fiscale de la Société commence le premier mars et prend fin le dernier jour du mois de février.
- Art. 12 Les statuts peuvent être modifiés par décision de l'Assemblée Générale.
- Art. 13 Les dispositions statutaires prévues dans les articles 1 à 12 ci-dessus entreront en vigueur le 18 mars 2018.

日仏東洋学会

通 信

第44号 2021年3月31日

CIRCULAIRE DE LA SOCIETE FRANCO-JAPONAISE DES ETUDES ORIENTALES

n° 44

31 mars 2021

目 次

論 文

中世真言宗における童子と使者の言説

— 不動と不空縋索 —

小田悦代

1

学会活動報告

2020年度日仏東洋学会総会報告

41

日仏東洋学会 会計報告

43

編集後記

44

中世真言宗における童子と使者の言説

——不動と不空羅索——

小田悦代

はじめに

本稿で扱う「童子」及び「使者」は、人間ではなく、行者が呪法によって出現させる超自然的な存在である。行者に駆使され、行者の命を受けてさまざまなものを行者にもたらしたりする。「使者」は「メッセンジャー」という意味より、「使役される者」即ち奴婢的な存在と考えられる。そして、「使者」的な存在が必ずしも童子の姿をしているわけではない¹。但し、不動明王自身が童子形を示し、かつ「残食」の供養を受けるといった奴婢的な性質を持つことから理解できる通り、童子形と使役という役割は密接に結びつくものである²。

童子に対する信仰としてすぐに思い浮かぶのは、「護法童子」という言葉であろう³。日本の「護法童子」信仰に重要な役割を果たしたものに、不動明王の二童子「矜羯羅」「制吒迦」（不動の二童子の名称に関しては様々な表記がある。以下本文中では「矜羯羅」「制吒迦」の表記を用いるが、史料引用の場合はその表記に従う）がある。漢訳密教経典・儀軌（以下、「経軌」と記す）では、不動の二童子は行者が呪法によって

¹他には「鬼神」や「龍」などが見られる。「鬼神」を「使役」あるいは「駆使」する例は、SAT 大正新修大蔵経データベースで「鬼神」「使役」「駆使」などの語で検索すると、多数の用例が見られる。「龍」に関しては、不動経軌にみる「俱利迦龍」もその一種である。

²『不空羅索神変真言経』『祈雨法品第七十一』では「龍王」を「僕従」とする法が説かれ、「龍王」は「童子」に変じて現れている（大正 20、No. 1092、p. 389a1）。なお、この事例は他の不空羅索経典にもみられる（大正 20、No. 1096、p. 417a25、大正 20、No. 1097、p. 429c18-c19 参照）。

³「護法童子」という言葉自体は、大正蔵のデータベースで検索すると、『溪嵐拾葉集』（一三一一〜一三四八年成立）で二例見られるだけで、中国由来の仏典、および十四世紀以前の日本の仏典では見つからない。日本の文学でも「護法童子」という語自体の用例は非常に稀である（『日本古典文学大系』でも『日本古典文学全集』でも用例が見つからない）。

「護法童子」に関しては、小山聡子『護法童子信仰の研究』（自照社出版、二〇〇三年）にその成立と発展が詳細に論じられており、本稿作成の上で非常に参考になった。他には、小松和彦「護法信仰論覚え書き——治療儀礼における「物怪」と「護法」」（『憑霊信仰論』、講談社学術文庫版、一九九四年。初出は一九七六年）、小山聡子「護法童子信仰の成立と不動信仰」（磯水絵編『論集 文学と音楽史——詩歌管弦の世界』、和泉書院、二〇一三年）、酒向伸行「護法信仰の変容と治病」（『憑霊信仰の歴史と民俗』、岩田書院、二〇一三年）などがある。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

出現させる存在である。しかし従来の研究ではその点には注意が払われず、経軌に記された「使者使役法」とも言うべき密教呪法自体が取り上げられてこなかった。それゆえそこに登場するさまざまな「童子」についても未だ目が向けられていない。

筆者は以前に不動の二童子、不空羂索の童子、准胝の童子について触れたことがあるが、ここでは「阿尾奢法」という密教呪法、特に、呪法によって出現させた「使者」的存在の童子から、人間では知り得ないような知識を得るといふ、予言の法と関連を持つことを明らかにすることが主眼であった⁴。本稿はその延長線上で、まず前提になる漢訳の経軌の記述を分析し、その後、平安時代後期から鎌倉時代にかけての経典解釈、事相、口伝等の真言宗の学僧の著述を主な史料として、不動の二童子と不空羂索の童子をめぐる言説に焦点を絞って、その展開を論じることとする。真言宗小野流、特に勧修寺流では、不空羂索の教令輪身としての不空奮怒王を不動と同一視する言説が秘説として重要視され、不動の二童子と不空羂索の童子を同一視する説が存在した。

一部の不空羂索経典には不動の二童子と呼称が類似する「緊羯羅」、「制迦迦」という童子が登場する。『密教大辞典』「不空奮怒王」の項目では、不動と不空羂索の同一視が、二童子の名前が同じであることに由来する、と述べている。可能性としてはあり得るが、他にもさまざまな要素が複合して成立した言説ではなかろうか。これらの不空羂索と不動、そして不空羂索の童子と不動の二童子との同一説の成立過程を史料的に証明するのは困難である。しかし、経軌の記述を把握した上で、言説をできる限り整理し、そこから読み取ることができる可能性を示すことは無意味ではあるまい。

なお、経軌や学僧の著述というと、一部の閉ざされた世界の事象だと思われるかもしれない。しかし、学僧による尊格の白描画像や図像に記された書き込みには、経軌には見られないものも多く、造像などの世界と関連するものである。そして何より、経軌と、それを意味付け説明しようとする言説は、現実に行われた儀礼と不可分な関係にあり、当時の実際の信仰を考える上で重要な史料であると考えている。

1. 不動経軌の童子と使者

超自然的存在である童子としてとくに著名なものに不動明王の二童子「矜羯羅」「制吒迦」が知られている。「矜羯羅」という名称は、金剛智「訳」とされる『不動使者陀羅尼秘密法』に「矜者問事也。羯邏者驅使也」（大正 21、No. 1202、p. 24c4-c5）と

⁴拙著『呪縛・護法・阿尾奢法』（岩田書院、二〇一六年）「阿尾奢法と使者童子」。阿尾奢法については、彌永信美・小田悦代共編の「アーヴェーシャ・データベース」第 1 号 https://www.academia.edu/40046355/Avesa_database_01 の「はじめに」を参照していただきたい（該当部分、彌永信美執筆）。

論 文

説明されるように、「問う」を意味する「矜」と、「駆使」（または「作為」）を意味する「羯邏」が結びついたものである。また「制吒迦」についても、善無畏（輪波迦羅）訳『蘇悉地羯囉經』には「諸余使者。制吒。制微等」（大正 18、No. 893、p. 603c10）と、不動とは無関係の文脈で一般名詞としての「制吒」（男性の使者）、「制微」（女性の使者）が用いられている⁵。これらのことからわかるとおり、「矜羯邏」「制吒迦」は本来は固有名詞ではない。

不動の二童子を含む八大童子を説く儀軌としては『聖無動尊一字出生八大童子秘要法品』（大正 21、No. 1204）がある。この儀軌は「大興善寺翻訳經院述」と言い、おそらく不空の撰述が意図されているが、中国で入蔵しておらず、安然（八四一～九一五？）の『八家秘録』にも記載がない。確実に安然の著作と考えられる『不動明王立印儀軌修行次第 胎蔵行法』に八大童子に言及するところがないことや、その他の古い典籍にはこの儀軌からの引用は見当たらないことを考えると、その由来に疑問を持たざるを得ない。但し、静然撰『行林抄』（一一五四年成立）には引用があるので、十二世紀半ばには存在したであろう。この儀軌に関しては第五節で取り上げることとする。

漢訳経軌で不動の「矜羯邏」「制吒迦」の二童子が明記されるのは、金剛智「訳」という『不動使者陀羅尼秘密法』（大正 21、No. 1202）だけである。この経典には「西国僧驅使多年」など、翻訳でないことが明らかな部分があり、経典全体として金剛智の叙述と思われる⁶。以下、該当箇所を引用し、現代語訳を付す（割注は〈〉で示す）。

若欲得矜羯邏成就者。〔中略〕矜羯邏即現形云。「須作何驅使」。行人報云「須矜羯邏今日已後有事須問。常相隨逐更莫東西」。矜者問事也。羯邏者驅使也。若不現者。心決定念誦不動使者。必須得見。莫生狐疑。直至平明無不來者。現已種種驅使。処分皆得。乃至洗手。或用柳枝〔齒木〕令取皆得。欲得上天入山。亦扶行人將去。欲得見欲界上天女等。令將來相見亦

⁵『密教大辞典』「矜羯邏童子」の項目によれば、「矜羯邏」は「疑問詞の矜 (*kim*) と作為の義の羯邏 (*kara*) との合成にして、何事を作すべきかを問ひ、その命令の通りに働く意なるが故に、婢僕の義となる」という。また、『蘇悉地羯囉經』の「制吒・制微」はサンスクリットの *ceta*（男性の使用人）および *ceṭī*（女性の使用人）に当たる（新国訳大蔵経『蘇悉地經・蘇婆呼童子經・十一面神呪心經』、三崎良周・林慶仁校註、大蔵出版、二〇〇二年、四五頁頭注参照）。「制吒迦」は *ceṭaka*（召使、奴隸の意。『漢訳対照梵和大辞典』による）の音訳である。

⁶この経典には他にも、①「西国疫癘或一家一病遞相染著。著皆死尽。今吳蜀嶺南亦有此事」（大正 21、No. 1202、p. 23b22-b23）に「西国」や中国の地名である「吳蜀嶺南」が出てくる点、②「蜜邏嚙外国菓于也」（同、p. 23c1）とある点、③「総撰慈救不動呪曰（中略）此呪出毘盧遮那經」（同、p. 27a1-a5）と、中国で翻訳された『大日経』が参照されている点、④「諸天菩薩 外国羅漢」（同、p. 27b12）とある点、などから、金剛智が中国でインドの原典を参照しながら著述したものと考えられる（以上、彌永信美氏のご教示による）。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

得。何況人間取人及物乃至種種飲食。此神作小童子形。有兩種。一名矜羯羅恭敬小心者是。一名制吒迦難共語惡性者是。猶如人間惡性在下。雖受驅使常多過失也。若無事時。向道「且去還來」。莫向道「無事好去」。若向道「無事好去」。即便長去更不來矣。第一須記不得邂逅。西国有僧驅使多年。一朝誤〔遣〕遂不復來。乃涕哭悔恨不復更至（大正 21、No. 1202、p. 24b21-25a6）

〔現代語訳〕「矜羯羅成就」を得ようとするなら、（中略——ここに画像の前の散華、誦呪、白芥子の護摩など具体的な呪法が述べられる）〔……すると〕矜羯羅が姿を現し、「〔我を〕どのように驅使したいのか」と問う。行人は、「須く矜羯羅すべし。今日より以後、事あれば問うべし。常に我に追従して、東西すること（勝手にどこかに行くこと）なかれ」と答えよ。「矜」は問うことを意味し（sk. *kim*）、「羯羅」は驅使を意味する（sk. *kara*）。もし〔矜羯羅が〕出現しなければ、心を決して不動使者を念じよ。必ず見ることができるであろう。疑ってはならない。〔心を〕まっすぐに、平明にしてあれ。〔そうすれば〕来ないということはない。出現したら、驅使して、あらゆることを得させてくれる。手を洗うことや楊枝を使うこと〔を助け〕、天に昇ったり山に入ることなど、〔すべての場所に〕連れて行ってくれる。欲界上の天女を見たければ、連れて来て、見ることができる。人間世界で人や物や種々の飲食を得ようとするれば、なおさらである。この神は、小童子の形で二種類いる。一は矜羯羅（*Kimkara*）で、うやうやしく小心である。一は制吒迦（*Cetaka*）で、共に話すのが難しく、性悪のものである。人間世界にもいる悪性の者のように、使役しても失敗ばかりする者の如くである。用事がない時は「しばらく行ってまた来い」と言え。決して「何もないから行ってよい」と言ってはならない。もしそう言っていると、二度と帰ってこなくなる。第一によく覚えておけ、〔二度と〕会えなくなる〔ということを〕。〔昔〕西国に僧がいて、長年使役していたが、一度間違えて帰ってこなくなった。泣いて悔しんでも決して帰ってこなかった⁷。

前半は「矜羯羅成就」を得ようとする場合の法を記し、「矜羯羅」を現わして驅使できること、そして「矜羯羅」の役割を記している。そして後半部分には、この「神」

⁷彌永信美・小田悦代共編「アーヴェーシャ・データベース」第2号、https://www.academia.edu/40046355/Avesa_database_02、No. 0063（当該部分、彌永信美記述）参照。

論 文

が「小童子形」であることが記される。「此神作小童子形。有兩種」とあり、「矜羯羅成就」として述べてきたにも関わらず、以下に「制吒迦」に関する説明が加えられている。「一名矜羯邏恭敬小心者是。一名制吒迦難共語惡性者是」の部分など、『不動使者陀羅尼秘密法』の記述が日本における不動二童子そしていわゆる「護法童子」の信仰に影響を与えたことが見て取れる⁸。

この金剛智による『不動使者陀羅尼秘密法』では「矜羯邏」、「制吒迦」の二童子が明記されているが、金剛智の弟子・不空が訳した経軌には、実はこういった明確な記述がない。

「成就繫迦羅法」は、不空訳『底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法』（大正 21、No. 1200。一卷）や同『底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法』（大正 21、No. 1201。三巻）の末尾近くでも見える。なお後者の三巻本は『大日経』や『大日経疏』などからの引用がみられる⁹。『不空三蔵表制集』に「底哩三昧耶経三巻」（大正 52、No. 2120、p. 839b11）と出ているので不空によるものであることは確かであり、梵本や中国に存在した仏典に基づいて不空が編集したものといえる。この二つの経軌では、名称は「矜羯羅」ではなく「繫迦羅」（「羅」は「囉」「擻」の場合もあり）である。「制吒迦」の方は登場せず、「繫迦羅」単独である。「成就繫迦羅法」には次のような記述がある（二経軌の当該部分の記述はほぼ同様であるため、ここでは三巻本である『底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法』の方をあげる）。

次欲成就繫迦羅法〔中略〕繫迦擻即來語行者言。「使我作何事」。行者攝受已後。常隨行者所使必得隨順。乃至使往天上取天女即將來。所須飲食齒木水等。皆得給侍（大正 21、No. 1201、p. 22c3-c11）

〔現代語訳〕次に繫迦羅を成就するには〔中略……すると〕「繫迦擻」が来たって行者に「我を使つて何事をなそうとするのか」と言う。行者が受け入れると、〔「繫迦擻」は〕常に行者につき従い、命に従順である。「天上」に行き「天女」を取ってこいと〔命じれば「繫迦擻」が〕行って連れてくる。「飲食」や「齒木」（爪楊枝）「水」などすべての給仕を得ることができる¹⁰。

使者としての基本的な役割は『不動使者陀羅尼秘密法』とほぼ同様であるが、記述

⁸安然著『不動明王立印儀軌次第 胎藏行法』のいわゆる「不動十九観」でも、「十九變_二作二童子_一給使_三。〈一名_二矜羯邏_一。恭敬小心者表_二隨順正道者_一。二名_二制吒迦_一。難共語惡性者表_二不順正道者_一〉」（旧版日本大蔵経 48、天台宗密教章疏 3、p. 152 上 15-上 16）と引用されている。

⁹注 26 参照。

¹⁰前掲「アーヴェーシャ・データベース」第 2 号、No. 0061 参照。

中世真言宗における童子と使者の言説
(小田)

が非常に簡単であり、童子であるという記述すらない。

一方、上記 T. No. 1200、1201 及び 1202 と部分的に同本異訳の関係である不空訳『金剛手光明灌頂経最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』（『不動立印軌』）では、「使者成就之法門」として、偈文で次のように説かれている。

復次説使者 成就之法門〔中略〕使者即来赴 不来尽一夜 決定来出現
来問持明者 求乞進止等 随意而处分 皆悉依奉行 若欲往天宮 使者
戴接往 使取天帝釈 妃后嫫女等 亦皆能将来 若所須宮觀 皆悉能成
弁 若齒木浄水 塗掃等事業 悉皆能為作 所使令作者 一切能成弁
如聖者所須 皆使成弁之（大正 21、No. 1199、p. 6c22-7a10）

〔現代語訳〕また次に「使者成就」の法門を説く。〔中略……すると〕「使者」が赴き来る。〔たとえ〕来なくても一夜を尽くせば、必ず出現する。使者は持明者に何をしてほしいか問う。求めることはすべて思うとおりに行なわれる。「天宮」に行こうと思うなら、使者は〔持明者を〕載せて行く。「天帝釈の妃后嫫女等」を欲するなら、みな連れてくる。もし「宮觀」（おそらく「阿修羅宮を見ること」だろう）を望むなら、すべて成就する。「齒木」や「浄水」〔の用意〕、また清掃を望めば〔使者が〕すべて行う。聖者〔＝無動尊？〕が望むこと〔が行われるのと？（または「を行うのと」？）〕同様に、〔使者に〕させることはすべて成就する¹¹。

役割は同じだが、童子である旨は記されず、名称も「使者」であって完全な一般名詞である。つまり、金剛智や不空の段階では、不動経軌における不動の童子は独立した信仰を形成していない。一般的な「使者」と大差なく、名称も固有名詞か一般名詞かどうか、確定的ではなかったというべきであろう。日本における表象に大きな影響を与えた金剛智による『不動使者陀羅尼秘密法』の記述は比較的詳細だが、その大部分はおそらく金剛智による「口伝」的な付加で、梵本の記述自体は不空による他の経軌に見られるような簡単なものだったと考えられる。

2. 不空絹索経軌における童子

次に、不空絹索関係の経軌の記述を見ていきたい。不空絹索経典である李無諂訳『不空絹索陀羅尼経』（大正 20、No. 1096。七〇〇年ごろ成立）には「緊羯羅」、「制

¹¹前掲「アーヴェーシャ・データベース」第 2 号、No. 0061 参照。

論 文

「擣迦」という童子を現わして使役する法が記されている。「はじめに」でも触れたが、これらの童子は日本の学僧の著述では、不動の二童子と同一視される場合がある。

これらの童子が登場するのは、李無諂訳『不空罽索陀羅尼經』(以下「李無諂訳」とする)の「不空罽索明主呪王成就緊羯羅品第五」と「不空罽索明主呪王成就制擣迦品第六」、そして同本異訳の宝思惟訳『不空罽索陀羅尼自在王呪經』(大正 20、No. 1097。六九三年成立。以下「宝思惟訳」とする)の「成就使者能辦法分第五」と「成就驅策僮僕使者分第六」(以下、それぞれ「第五」、「第六」と略称する)である。ちなみに「緊羯羅」、「制擣迦」の名称が出るのは「李無諂訳」であり、「宝思惟訳」ではそれぞれ「使者」(不空罽索王神呪之使)「僮僕使者」(不空罽索王神呪之僮僕)と記されている。以下「李無諂訳」から重要と思われる記述を抜き出しておく。

「不空罽索明主呪王成就緊羯羅品第五」

爾時復説成就緊羯羅法。若欲受持緊羯羅者。聖者不空罽索緊羯羅。一切作事悉皆成弁。作於夜叉童子之形。瞋面怒目髮赤黃色。向上聳豎猶如火焰。鼻作扁腩。狗牙上出。吐舌舐唇。身有兩臂。著青色衣持索。一切嚴具以為莊嚴。葛麻布上画其形像。〔中略〕供養既已當於其前。念誦不空罽索呪王〔呪王＝王呪〕一百八遍。時緊羯羅則來現前。隨所處分依命而作。若須驅使令其問事。即詣彼所。如其所見所聞之事如實來報。若不驅使。彼当日日與持呪者一百金錢。得已為仏法僧用却。〔中略〕恒常供養隨所弁〔飲〕食供養。常自食時每常須先出食分與之。所飲之味亦先出與。必不得忘。(大正 20、No. 1096、p. 411b25-c13)

〔現代語訳〕この時、〔觀自在菩薩は〕また「成就緊羯羅法」を説いた。緊羯羅を受持するなら、聖者不空罽索緊羯羅が一切のことを成就するだろう。「夜叉童子」の形を描く。顔は怒りの表情で、目も怒り、髪は赤黄色で逆立ち、火焰の如くである。鼻は扁平で、犬のような牙が上を向いて出ている。舌を出し唇を舐める。身体は二臂で青い衣をまとい、索を持っている。あらゆる装身具で身を飾る。粗い麻布(？「葛麻布」)の上にその姿を描く。〔中略〕供養が終わったら、その前で「不空罽索呪王」を百八遍誦える。すると「緊羯羅」が〔行者の〕前に現れる。〔緊羯羅は〕何事も命に応じて作す。驅使するには、彼の〔「なにをするか」という〕問いに〔答え〕命令する。命に応じてさまざまな所へ行き、見聞いたことをそのまま報告する。驅使しない間は、日々持呪者に「一百金錢」を与えるが、これは「仏法僧」のために用いなければならない。〔中略〕常に供養し、食

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

事する時は必ず、自分より先に「緊羯羅」に差し出さなければならない。
これは決して忘れてはならない。

「成就緊羯羅法」の記述はまだ続くが、後半を略す。それに続けて「成就制擿迦法」が説かれている。

「不空羂索明主呪王成就制擿迦品第六」

爾時復説制擿迦法。若欲受持制擿迦者。彼人応作不空羂索制擿迦像。作童子形歡喜相貌。頭上五髻一切嚴具以為莊嚴。從觀自在菩薩所生。或用木作亦以白檀。或紫檀香檀〔檀＝柏〕木天木。亦用金銀或画絹上。用此等成。著緋赤衣以胡燕脂。〔中略〕画其身相令悦人意。歡喜笑面面黄白色而作兩臂。其一手把阿摩羅果。一手把花。〔中略〕供養竟已對於彼前。応誦不空羂索王呪一千八遍則得成就。制擿迦驗亦当現身則得自在。隨所处分依命即作。所見所聞皆來相報。隨所驅使受教來去。悉為能成一切事業所応作者。悉皆能成弁一切利益。亦能与財。意樂去处則能將去。及能將來。所住宅舍亦為掃灑又為泥地。所有之事悉報令知。常説好事令其歡喜。所有惡事不悦意者能令消滅。一切罪障不祥災疫亦能消除一切病厄。〔中略〕又常供養其制擿迦。常自食時以諸飲食。先出食分与制擿迦。又以花香燒香鬘等与制擿迦。不得一日而有廢忘常当憶念。若不爾者縱得法成不受驅使。即自隱没不能現伏。亦不為作一切事走去。〔後略〕(同、p. 411c23-412a26)

〔現代語訳〕この時、また「制擿迦法」を説いた。「制擿迦」〔法〕を受持する者は、不空羂索制擿迦の像を作らねばならない。それは童子形で「歡喜の相貌」であり、頭上は「五髻」で、あらゆる装身具で飾られている。觀自在菩薩から生まれた〔存在である〕。白檀や紫檀香の檀木〔？ 柏木〕、天木などの木、あるいは金銀や絹〔を用いてその姿を描く〕。「胡燕脂」で緋赤の衣を着せた〔姿にする〕。〔中略〕見る者を悦ばせる姿に描く。顔は歡喜して笑い、黄白色で、二つの手に一方は阿摩羅果、一方は花を持つ。〔中略〕〔像の〕前で供養を終えたら、不空羂索王の呪を一千八遍誦えると〔法が〕成就する。驗が〔成就して〕制擿迦が身を現わし、〔行者はあらゆる〕自在を獲得する。〔制擿迦は〕何事も命に応じて作す。見聞したことを〔持呪者のもとに〕来てすべて報告する。意のままに驅使され、教えを受けて行ったり来たりする。あらゆることを必要に応じて作し、すべてを成し遂げ、一切を利益する。財を与えることもできるし、行きたい場所

論 文

があれば連れて行ってくれ、〔望みのものを〕持ってきてくれる。住んでいる家を掃除することも泥地にすることもできる。すべてのことを報じ、知らせてくれる。常に好事を説き歓喜を与える。良くないこと、喜ばしくないことはすべて消滅させ、一切の罪障や不祥のこと、災厄、病をすべて消除する。〔中略〕また常に制擿迦を供養〔しなければならない〕。飲食の時は、先に制擿迦に与える。花や香、焼香、華鬘などを制擿迦に与える。一日でもそれを怠ってはならないことを忘れてはならない。もし、〔供養しないことがあると〕、たとえ法は成就しても驅使を受けない。自ら姿を隠し、再び現れることがない。何事もしないで走り去ってしまう。

いずれも童子を出現させ、命に従わせて驅使する「使者使役法」である。「第五」「第六」と続いて述べられているが、二童子が一对になっているわけではない。「緊羯羅法」は比較的簡単な記述で、「制擿迦法」の方が詳細である。大きな違いは、緊羯羅が瞋恚の姿であるのに対して、制擿迦が歓喜の姿を示す、ということである。供養を忘れてはならないという注意はいずれにも共通するが、「制擿迦法」の場合はそれを怠ると制擿迦は去り、験もすべて失われるという記述が加わっている。

不動経軌の「矜羯邏」「制吒迦」と不空罽索經典の「緊羯羅」「制擿迦」を比較してみると、前者では二童子の性質は「小心」と「悪性」と区別されているが、容姿については記述がない。後者では逆に、性質については記されず、容姿が詳細に記されている。「緊羯羅」は怒髪で牙を剥き出した瞋恚の姿で、「制擿迦」は「歡喜笑面」である。しかし容姿を性格に当てはめるなら、怒髪の緊羯羅は「悪」（少なくとも荒々しい性質）に、歡喜の表情の制擿迦は「善」に相当すると考えられるから、不動経軌と不空罽索経軌の間で、二童子の性格は逆転しているといえるだろう。

なお、不空罽索のこれらの童子に対しては、行者が食事の際にはまず先に童子に差し出さなければならない。不動には「残食」を供養することを考えると¹²、この点は注目に値する。

さらに、不空罽索の二經典には上記の「第五」「第六」に登場する二童子以外に、「李無諂訳」「不空罽索明主呪王成就使者品第八」、ならびに「宝思惟訳」「成就策使羅刹童子分第八」（以下、「第八」と略称する）に、もう一種類の童子が登場する。「李無諂訳」では「使者」、「宝思惟訳」では「羅刹童子」と呼ばれる童子である。これも「李無諂訳」で示す。

「不空罽索明主呪王成就使者品第八」

¹²本稿第五節も参照。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

若其欲得降伏使者。彼持呪人画一使者作小兒形。一切嚴具以為莊嚴作歡喜面。頭上五髻身形可喜。著黄色衣手執蓮花。身黄白色遊行空中。置秘密処於精舎中。〔中略〕当於彼前結加〔加＝跏〕趺坐。誦不空羂索王心呪一百八遍。則来現前問呪者言。「欲求何願我当与汝」。呪者告言。「我今須汝充為侍者受我教命」。彼作是言「所有教命。我悉為作作者成弁」。従是已後所有教命悉為成弁。終不敢違皆依命作。常当供養。不敢輕慢。呪者每欲喫飲食時。常当為彼先出食分。与彼然後自当喫食。必不得忘。若如是者則得歸伏。能与財物。能示伏蔵。随所須物彼皆将来。有所見聞皆向耳中。而来告示説之令知。終不乏力所須之物。皆令憶念前生之中所有事務。過去未来現在之事。若其問者皆悉為説終無不実。(同、p. 413a15-b4)

〔現代語訳〕「使者」を降伏するには、「持呪人」は「小兒形」の一使者を描く。あらゆる装身具で飾られ、歡喜の表情で、頭上は「五髻」、身体は喜びを表す。黄色の衣を着し、手には蓮華を持つ。身体は黄白色で空中を歩き回る姿である。〔この像を作って〕精舎の秘密の場所に置く。〔中略〕その前で結跏趺坐し、不空羂索王の心呪を一百八遍誦えると、〔呪者の〕前に現れて、「願いは何か、我が汝に与えよう」と言う。呪者が「我が侍者となって我が命を受けよ」と言うと、彼は「すべて命令通りにして叶えられるようにしよう」と言う。それ以後は、どんな命令でもその通りになり、あえて命に違えるようなことはない。常に供養をし、軽んじてはならない。呪者は、食事の時ごとに先に「使者」に差し出し、自分はその後で食す。これは決して忘れてはならない。このようにすれば〔この童子の〕歸伏を得ることができる。「使者」は財物を与え、「伏蔵」(地中に隠れている宝)のありかを示し、どこからでも望む物をもたらす。見聞したことをすべて呪者の耳に向けて説き知らせる。いつまでも、必要なものに不自由することはない。前世に起こったすべてのことを思い出させ、過去・未来・現在のことを問えばすべてを間違いなく説く。

「第五」「第六」と同様の、童子を出現させる「使者使役法」である。理由はわからないが「第五」・「第六」の次に「不空羂索明主呪王成就賢瓶法品第七」(宝思惟訳では「成就吉祥瓶法分第七」)が入り、その後にこの「第八」が位置する。

興然(一一二一～一二〇三)著『五十卷鈔』卷第三十「不空羂索法」や覚禪(一一四三～一二一三頃)著『覚禪鈔』卷第五十「不空羂索上」はこの童子の名を「降伏使

論 文

者」としているが¹³、後の部分に「若如是者則得歸伏」（このようにすれば〔この童子の〕歸伏を得ることができる）という記述があることもあわせて考えると、文頭の「欲得降伏使者」とは「使者を降伏するを得んと欲せば」と解釈すべきであろう。同経「讚歎品第一」には「緊羯囉制擿迦降伏」（大正 20、No. 1096、p. 410a3）とも記されており、「降伏」という語はこの場合、「降伏する」主体ではなく、「歸伏させる」ことによって使役する、という意味と理解できる。

この「第八」の「使者」（羅刹童子）の容姿と役割は、「第六」の「制擿迦」と近い。無論相違点もある。衣の色は「制擿迦」の「緋赤」に対して「第八」の「使者」は「黄色」であるし、供養を怠ると童子が去るという点は「第八」には記されていない。しかし、これら二人の童子によって多くの験が得られる点が明記され、「頭上五髻」で「歡喜笑面」「歡喜相貌」（「制擿迦」）あるいは「歡喜面」（「第八」の「使者」）という共通点がある。「制擿迦」は「面黄白色」、「第八」の「使者」は「身黄白色」とあり、身体の色も同様であろう。また、「制擿迦」は「其一手把阿摩羅果。一手把花」で「第八」の「使者」は「手執蓮花」であり、花を持つ点でも共通している。

「李無諂訳」と「宝思惟訳」の二経典は同本異訳であるが、「李無諂訳」では「緊羯囉」、「制擿迦」、「使者」、「宝思惟訳」では「使者」（不空罽索王神呪之使）、「僮僕使者」（不空罽索王神呪之僮僕）、「羅刹童子」と記されている。訳によってこのような差が出るということは、不空罽索の場合も不動の場合と同様に、経典翻訳の時点では童子（使者）の呼称に特別な意味はなかったことが理解できる。このように、梵本の段階では「緊羯囉」、「制擿迦」は、決して固有の名称ではなかったと考えるべきである。

いずれにしても、不空罽索の童子の記述は詳細であり、とくに図像的な描写が詳しいことが特記できる。

3. 不空罽索（不空奮怒王）と不動の同一説

次に日本における不空罽索と不動を同一視する説に目を移そう。菩提流志訳『不空罽索神變真言経』（大正 20、No. 1092）に登場する「不空奮怒王」を不動と同一とし、不空罽索・不空奮怒王・不動を全て同一とする説である。参考のために『密教大辞典』（法蔵館）「不空奮怒王」の項目の必要箇所を引用しておこう。ちなみに、ここで「不空罽索経」とあるのは『不空罽索神變真言経』を指すと思われる。

¹³前者は「新訳云。降伏使者」（『五十卷鈔 自第二十三卷至第四十二卷』真言宗全書 30、p. 156 下 2-下 3）、後者は「新訳云。降伏使者像」（大正図像 4、p. 889b26）とある。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

不空羂索観音の教令輪身なり、不空羂索経には大奮怒王とも名け、処々に之を説けり。不空羂索陀羅尼経には、不空羂索の眷属として緊羯羅・制擿迦二童子の事を説けるを以て、白宝口鈔・別尊雑記等に此尊を不動明王と同体とすれども不可なり。

『密教大辞典』はこのように記すが、『別尊雑記』卷第二十三「不空羂索」(大正図像 3、p. 270c-285a)には、「不空奮怒王」に関する記述が見られない。また「第四節」で触れるが、『白宝口抄』等の記述にも、不空羂索を不動と同一とするがゆえに不空羂索が二童子を眷属とするという説明はあるものの、不空羂索の二童子の存在をもって不空羂索と不動を同体とするという説は、管見の限り見当たらない。

では、以下に史料の記述を確認していくこととする。

勸修寺長史嚴覚(一〇五六～一一二一)が類聚し、弟子の寛信(一〇八四～一一五三)が四帖にまとめた口決集『伝受集』の「不空羂索 二十」は、非常に簡単な記述で、不空羂索の「種子」「尊像」「印」「真言」を述べ、最後に「不空聖者印<不動独古印>」(大正 78、No. 2482、p. 240b9)と記す。この記述は「不空聖者印」とは「不動独古印」¹⁴であることを示している。つまりここでは、不空羂索法に「不空聖者印」すなわち「不動独古印」が用いられるという点で、不空羂索と不動は何らかの関係があることが示唆されている。また、寛信の口決を実運(一一〇五～一一六〇)が記した『秘蔵金宝鈔』「不空羂索法<息災行之>」には、「永治元年〔一一四一年〕十二月十九日師主僧都〔寛信〕授之。不空羂索之奮怒身用不動独古印。是究竟秘事也」(大正 78、No. 2485、p. 351b21-b23)とあり、不空羂索の「奮怒身」には「不動独古印」を用い、これは究極の秘事であるとされていることがわかる¹⁵。しかし、いずれも不空羂索と不動が同一であるとの明言はない。

ただ、同じ『秘蔵金宝鈔』の七行後には、「不空聖者印如第三帖。之究竟秘事<不空忿怒王印是也。彼王三十帖経在>」(p. 351b29-c1)とある。この部分の直前の記述の割注に「如伝受集第三帖」(同、p. 351b29)とあるため、「第三帖」というのは『伝受集』「第三」のことであるとわかり、先の「不空聖者印<不動独古印>」の記述を指し

¹⁴「独古印」は「独鉈印」、「独股印」など様々な表記がある。以下本文中では「独鉈印」と表記する。史料引用の際はその表記に従う。

¹⁵同じく実運撰『諸尊要抄』「不空羂索」にも「師主口伝云。今此呪用不動独古印(秘秘説云云)」(大正 78、No. 2484、p. 308c19)とある。

実運はもと醍醐座主、三宝院流の勝覚の弟子であったが、次の座主、三宝院の定海に弟子の礼をとらず、勸修寺法務・寛信の下へ走り、寛信より勸修寺流の正嫡に擬される。後に次の醍醐座主、松橋流の元海の下へ帰り、醍醐方三宝院流の正嫡となる。『秘蔵金宝鈔』は寛信の口決を記したもので、後に実運が醍醐の説を加えたものが『諸尊要抄』とされる(『大蔵経全解説大事典』、雄山閣出版、一九九八年、苦米地誠一氏による「秘蔵金宝鈔」の項目を参照)。

論 文

ていると考えられる。ここでは「不空聖者印」は「不空忿怒王印」とであると明記しており、『伝受集』の記述とあわせて考えると、「不空聖者印」＝「不動独鉗印」＝「不空忿怒王印」という関係がこの時点で成立していたことになる（「彼王三十帖経在」については、下述参照）。しかし、「根本秘密印」、「根本心印」、「根本三昧耶印」、「根本身印」とも称される「不動独鉗印」の印相は、『不空羂索神変真言経』に記された「奮怒王印」の印相とは全く異なっている¹⁶。すなわち、「不動独鉗印」は『密教大辞典』の記述によれば、「二手内縛して二大指を二無名指の側に^{とど}住め、二中指の頭を二大指の面に住め、二頭指を豎合する」というが、「奮怒王印」は、『不空羂索神変真言経』の記述では、「両腕をつけて^た豎て掌を開く。両手の中指、薬指、小指の頭をつけ、少し曲げる。互いに半寸離れる。両手の人差指をたたき合わせ、節の上で曲げて鉤のような形にする。両手の親指を豎て伸ばし、互いに半寸離れさせる。印を頭の上に置く」という印相である（原文は前注を参照）。

興然撰『四卷』（一一九四年成立）は、寛信・明海（実運のはじめの名）・実任（一〇九七～一一六九）・観祐（生没年未詳）の口決をまとめたものである。「不空奮怒王イコール不動」の等式は、ここにいたって明確に記されるが、その記述には混乱がある。そこでは「一。〈已〉不空羂索法〈息災行之。不空羂索儀軌三十卷経。第一二卷同本異訳云云〉」として、次のように見える。

①部主。不空奮怒王〈即不動明王也。見于底哩経。出于経第四卷〉種。ま

三。独股 印。不動独股印。〈内縛〉。（大正 78、No. 2500、p. 810c22-c23）

②不空忿怒王申有尊。即不空羂也。藤原氏尤奉崇仏也。此尊奉仕者無不勝人。又不被超人。若又有人奉仕修行人罵詈誹謗。又短^{ヲモ}云^ヒ相憎。此尊入不動三摩地。其誹謗罵詈輩^ヲ調伏〈シタマフ〉也。此^ヲ不空忿怒也。名。其形如不動青黒色^{ナリ}。総勝他靈驗殊勝也

本尊段。不空羂 種子三摩形印明〈如常〉

¹⁶『密教大辞典』「不動十四根本印」の項目によると、「不動独古印」は第一番目の印（十四のうち第一番目の印のみを「根本印」とする）であり、『金剛手光明灌頂経最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』では「根本秘密印」、『底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法』では「無動金剛根本三昧耶印」「根本身印」、『不動使者陀羅尼秘密法』では「根本心印」と呼んでいる。以上の点は『白宝口抄』（大正図像 6、p. 17a12-a16）にも記述されている。各経軌における印相の記述は、『金剛手光明灌頂経最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』（大正 21、No. 1199、p. 2b27-c1）、『底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法』（大正 21、No. 1201、p. 20a1-a2）、『不動使者陀羅尼秘密法』（大正 21、No. 1202、p. 26b4-b7）を参照のこと。これらの記述と『密教大辞典』巻末「密教印図集」p. 46、No. 116 の「不動明王ノ印根本印」は基本的に一致する。この印相は、『不空羂索神変真言経』に記述されている「奮怒王印 合腕相著豎開掌。二中指二無名指二小指。頭各並相著屈。相去半寸。二頭指各搏中指側中節。上屈如鉤。二大拇指各豎申之。相去半寸。置印頂上」（大正 20、No. 1092、p. 245c18-c22）とは明らかに異なる（これらの印相の具体的な形については彌永信氏のご教示を得た）。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

部主。不空忿怒王 種子。㊦〈殊可秘之〉三摩形。独古 印。不動トコ印也。真言〈如出上。私略之〉

此尊不空羅教令輪也。此観音遍身也。三十卷経中ホノカニ見^ツリ。又不空奮迅王^{トモ}申。其形青黒^{ナリ}。四臂六臂之間歟(同、p. 811b8-b19)

〔現代語訳〕①部主は「不空奮怒王」。〈すなわち不動明王である。底哩経に見える。経の第四巻に出る。〉種子はウーン。三昧耶形は独股。印は不動独股印〈内縛〉である。

②「不空奮怒王」という尊格がある。すなわち「不空羅〔索〕」である。藤原氏の最も奉崇する仏である¹⁷。この尊格に奉仕する者は誰にも負けない。また他人に〔地位を〕越えられることがない。もしまたこの尊格に奉仕し修行する人を罵詈誹謗し、あるいはその短所を上げつらって憎み嫌う者があれば、この尊格は「不動三摩地」に入り、誹謗罵詈する輩を調伏する。この尊格を不空忿怒と名付ける。その形は不動の如く青黒色¹⁸である。全てにおいて他に勝り、その靈験はことに殊勝である。

本尊段。不空羅〔索〕の種子、三摩耶形、印明は常のものである。部主は不空忿怒王である。種子はウーン〈これはことに秘すべきである〉。三昧耶形は独鉗。印は不動の独鉗印である。真言は常のもので私に略す。

この尊格は「不空羅〔索〕」の「教令輪」である。この観音の「遍身」(変身か?)である。「三十卷経」の中に〔はっきりとではなく?〕わずかに¹⁹見える。また「不空奮迅王」とも言う²⁰。その姿は青黒で、四臂か六臂かであろうか²¹。

¹⁷藤原氏の不空羅索信仰・不空奮怒王信仰について触れた論考としては、八田達男「不空羅索観音信仰の特性について——興福寺南円堂を中心に」(『靈験寺院と神仏習合——古代寺院の中世的展開』、岩田書院、二〇〇四年)、船田淳一「撰閑家の南円堂観音信仰と春日——神秘説の生成と密教儀礼をめぐって」(『神仏と儀礼の中世』、法蔵館、二〇一一年)がある。

なお、不空羅索の童子に触れたものとして、山本陽子「春日赤童子考」(『美術史研究』25、一九八七年)がある。山本氏は藤原北家の守護仏であった不空羅索=不空奮怒王の従者である緊羯羅が独立して春日赤童子となったと論じている。

¹⁸『不空羅索神変真言経』で不空奮怒王の図像を検索すると、色の指定は少なく、一ヶ所だけ「形畏青大」とする個所があるが(大正 21、No. 1092、p. 274b14-b15)、「青黒色」を指定する箇所は見つからない。但し、『別尊雜記』卷第二十三「不空羅索」所収の図像 No. 92(大正図像 3、p. 280)の「不空王」には「身青色髪赤黄」という書き込みがなされており(「図 1」参照)、中世真言宗の学僧には「不空奮怒王」は青系の色であるという認識があったのかもしれない。

¹⁹ただし、不空奮怒王は『不空羅索神変真言経』の卷第八から第三十まで、全部で十二回現われるから「ホノカニ」という表現は正確とは言えない。なお、後代の『白宝抄』ではこの部分は「三十卷経'ホカニ見タリ」(大正図像 10、p. 867a11)と「ホノカニ」ではなく「ホカニ」となっている。

²⁰「不空奮迅王」という尊格名は大正蔵ではここにしか見られない。

²¹『不空羅索神変真言経』の記述では、「不空奮怒王」「奮怒王」「大奮怒王」と記す場合は、一面もしくは

論 文

下線を付した部分で不空罽索イコール不空奮（忿）怒王²²イコール不動であるという等式が明確に記されている。つまり、不空奮（忿）怒王とは、修行人を罵詈誹謗する輩を調伏する際に、不空罽索が不動の三摩地に入った姿であるとするのである。

文中の『底哩経』とは一卷本の不空訳『底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法』（大正 21、No. 1200。以下「一卷本」とする）か三巻本である不空訳『底哩三昧耶不動尊聖者念誦秘密法』（大正 21、No. 1201。以下「三巻本」とする）のいずれかを指すと思われる。「不空奮怒王〈即不動明王也。見于底哩経。出于経第四卷〉」とあるのは「不空奮怒王は即ち不動明王であり、それは『底哩経』第四巻に出ている」と読めるが、混乱があると考えられる。「不空奮怒王」の名称は一卷本、三巻本いずれにも登場しない。そもそも「底哩経」に第四巻は存在しない。後半部に「此尊〔不空忿怒王〕不空罽教令輪也。此観音遍〔変？〕身也。三十巻経中ホノカニ見^々」とあるように、「不空奮怒王」は「三十巻経」すなわち菩提流志訳『不空罽索神変真言経』に登場する尊格である。醍醐寺座主憲深（一一九二～一二六三）の口決を頼瑜（一二二六～一三〇四）が記した『秘鈔問答』にある「不動大独古印。言不空奮怒真言也。金宝〔筆者注：『秘蔵金宝鈔』〕云。師主僧〔都〕授云。不空罽索之忿怒身不動独古印。是究竟秘事也云云。不空奮怒王在三十巻経。彼経第四云。奮怒王印。（以下印相略）」（大正 79、No. 2536、p. 426a22-a26）という記述を参照すれば、「底哩経」ではなく「三十巻経」（『不空罽索神変真言経』）の第四巻に出ることだと理解できる。

ただし、「不空奮怒王」が明確に登場するのは『不空罽索神変真言経』の第八巻以降であり、第四巻に「奮怒王印」の記述はあるものの（大正 20、No. 1092、p. 245c18）、「不空奮怒王」自身は登場しない。『不空罽索神変真言経』は『大日経』に先立って不動が登場する経典であり、第九巻に「北面従西第一。不動使者。左手執罽索。右手持剣。半加趺坐」（大正 20、No. 1092、p. 271b4-b5）として記述されるが、曼荼羅中の一尊としてのみ説かれているだけであり²³、「不空奮怒王」とは無関係である。

『不空罽索神変真言経』第四巻にはさまざまな印・真言、その効力・功德が羅列されている。「奮怒王印」はその中の一つとして登場するのみである。注目すべきはこの第

は三面で「四臂」（大正 20、No. 1092、p. 266c24-c25、同 p. 269a6、同 p. 270a11-a12、同 p. 301c17、同 p. 305a14、同 p. 292c6-c7、同 p. 342c26-c27）である。なお、三面（正面が柔和な相、左右が忿怒の相）で六臂の姿が、「不空王観世音菩薩」（p. 346a20-a24）、「不空大可畏明王観世音菩薩」（p. 378a18-a21）と記される部分に見られ、六臂ではなく四臂ではあるがこれらと同様の三面を現す「不空奮怒王」（p. 292c6-c8）の姿も見られる。このように『不空罽索神変真言経』の中でも記述が異なるため、『四巻』は「四臂六臂之間敷」としたのだろう。

²²『不空罽索神変真言経』では全て「不空奮怒王」（もしくは「奮怒王」、「大奮怒王」）の表記である。日本の文献では「不空奮怒王」「不空忿怒王」のいずれの表記も用いられている。

²³中野玄三、日本の美術 No. 238『不動明王像』（至文堂、一九八六年）、一七頁、同書収録、頼富本宏「日本にもたらされた仏教美術のながれ（1）インドの不動明王」、同、八五頁参照。

中世真言宗における童子と使者の言説
(小田)

四巻の中の「金剛蓮花心印」の部分の最後に「心如金剛淨念不動印真言」(p. 245b3-b4)という文言があることである。この部分は「[印相の記述、省略] 置印当心端身正坐。心如金剛淨念不動。印真言 [真言の記述、省略]」(p. 245b3-b4)となっているが、前後の他の印真言を記した部分から判断すると、「心如金剛淨念不動」と「印真言」の間に本来は改行が入るのではないかと思われる。つまり、「印を心臓のところに置き、端座して、心を金剛の如く淨念かつ不動にする。[そしてその] 印 [を結んで、次の] 真言 [を誦える]」という意味であろう。あくまでも推測の域を出ないが、第四巻に記された「奮怒王印」を第八巻以降に登場する「不空奮怒王」の印であるとみなし、それゆえに同じ第四巻に登場する不動明王とは無関係の「心如金剛淨念不動印真言」の文言から「不動印真言」という部分のみを切り取り、不動と結び付けたという可能性も考えられる(ただし、二つの記述は大正蔵で四十三行も離れており、実際に両者の関係を認めることはできない)。

もう一つ、注意したいのは、「不空奮怒王」の名前に一般の「忿怒」とは違う「奮怒」という字が使われていることである。このことに留意して密教経軌を調べてみる。「不空奮怒王」は『不空絹索神変真言経』のみに登場する尊格である²⁴。阿目佉(不空)訳『仏説不空絹索陀羅尼儀軌経』(大正 20、No. 1098)に出る「奮怒王」は、不空絹索関係経軌であるから「不空奮怒王」と同じ尊格であろう。その他、別の尊格と考えられるものとして菩提流志訳『一字仏頂輪王経』(大正 19、No. 951)に「難勝奮怒王」「難勝大奮怒王」「大難勝奮怒王」、同訳『五仏頂三昧陀羅尼経』(大正 19、No. 952)に「奮怒王」「難勝奮怒王」が登場する。実はこの「難勝奮怒王」であるが、大正蔵の『不動使者陀羅尼秘密法』の甲本は空海の『三十帖策子』第二十一であり、そこには「一名難勝奮怒王真言」という題名が記されている(大正 21、No. 1202、p. 23、注 4、および『根本大和尚真跡策子等目録』大正 55、No. 2162、p. 1067a20)。なぜこのような記述が付加されているのかは不明だが、この文言が不動と不空奮怒王を結びつける言説に影響を与えた可能性もあるかもしれない。

『覚禅鈔』「不空絹索上」には「口云。不空奮怒王者不動明王也。伝受集三云。不空聖者云々〈底里経云不空聖者〉」(大正図像 4、p. 892c26-c27)とあり、これは先に引用した『伝受集』巻第三「不空絹索二十」の「不空聖者印〈不動独古印〉」(大正 78、No. 2482、p. 240b9)の記述を指しているのであろう。『伝受集』では「不空絹索法」に「不空聖者印」つまり「不動独古印」を使用することは述べていたものの、不空絹索がイコール不動であるとは述べていなかった。覚禅は『四巻』を撰した興然の弟子

²⁴ 『大聖歡喜双身毘那夜迦天形像品儀軌』に「不空奮怒王觀自在菩薩経」(大正 21、No. 1274、p. 323c1)と出るが、これはおそらく『不空絹索神変真言経』を指していると思われる。

論 文

である。その『四卷』には、不空奮（忿）怒王は不空羅索が不動の三摩地に入った姿であると明言されていた。『覚禅鈔』の「口云。不空奮怒王者不動明王也」²⁵とはおそらく興然が覚禅に伝えた口伝であろう。しかし『四卷』は「不空聖者」には言及していない。

『覚禅鈔』にある「底里経云不空聖者」の「不空聖者」とは、不空訳『金剛手光明灌頂経最勝立印聖無動尊大威怒王念誦儀軌法品』（『不動立印軌』）の偈文に「次説不空 聖者無動 威怒真言」（大正 21、No. 1199、p. 3b13-b14）と、明確に記されている（偈文であるため、「不空」と「聖者」、「無動」と「威怒」の間に空白が入っているが、これは「不空聖者無動威怒真言」と続けて読むべきである）。しかし「底里（哩）経」に限れば、三卷本の「当用不空威怒増加聖者不動尊明」（大正 21、No. 1201、p. 21a13-a14）という記述が相当するであろう²⁶。いずれも不動明王の異名と考えられ、本来、不空羅索とは無関係である。この場合、「不空威怒」と「不空奮怒」は「威」と「奮」の一文字違いで類似していることから、不動の異名が本来無関係な不空羅索と結びつけられたということも考えられる²⁷。

成賢（一一六二～一二三一）の口説を深賢（？～一二六一）が記した『実帰鈔』（一二三一年成立、三宝院流、地藏院流）には割註で「<或人云。不空忿怒王者。不空羅索観音入三不動尊三摩地中間身也云云。勸修寺流此事殊令沙汰也云云>」（大正 78、No. 2497、p. 715b28-b29）と、『四卷』と同様の記述が見え、下線部で示したように勸修寺流の説であることがわかる。但し、「或人云」としているから、成賢は説の出どころを把握していなかったのかもしれない。寛信から実運にも不空羅索の奮怒身に不動独鉗印を用いる説は伝えられたものの、醍醐三宝院流ではさほど進展しなかったようである。

さて、先に引用した『覚禅鈔』「不空羅索上」の「口云。〔中略〕不空聖者云々〔底

²⁵ 『覚禅鈔』には他にも、巻第二十七「仁王経下」では、護摩の部主段として割書きで「<降三世。或云。不空忿怒王用云々。即不空羅索所変也。不動一仏也。見底里経云々>」（大正図像 4、p. 315a7）とみえる。

²⁶ 三卷本の「当用不空威怒増加聖者不動尊明。誦一遍。受者歡喜当随行者而護念之」（大正 21、No. 1201、p. 21a13-a15）は、『大日経』からの引用（大正 18、No. 848、p. 54a17-a19）である。

²⁷ 『不動立印軌』と三卷本ではいずれも、一般的な「忿怒」ではなく「威怒」という修飾語が使われていることにも注意したい。

ちなみに、「底里（哩）経」の「不空聖者」は天台宗の諸書にも登場する。例えば、長宴（一〇一六～一〇八一年）『四十帖決』には、「四種身。不動尊有四所現身。謂一、釈迦（本）所現不動（迹）。即是坐身/不動也。生身/釈迦所現。即底里三昧耶所説/不空聖者是也。即不空聖者/明并十四/中/初/索印。是印明也。」（大正 75、No. 2408、p. 900c26-c29）〔現代語訳：四種身。不動尊には四つの「所現身」がある。一つには釈迦が「本（本地）」で「所現」の不動は「迹（垂迹）」である。これは坐身の不動である。生身の釈迦の「所現」であり、『底里三昧耶』所説の「不空聖者」がこれである。「不空聖者」の明そして十四の中のはじめの索印が、この印明である。〕とある。これによると「底里三昧耶所説/不空聖者」は釈迦が現れた姿ということになる。

中世真言宗における童子と使者の言説
(小田)

里経云不空聖者」の後には、

実任云。不空奮怒王。藤氏人尤奉崇行者。殊余人勝。

彼怒形即入不動三摩地也。行人罵詈誹謗邪見輩。調伏色身。此不空羅索教令輪也。於此等事者。雖入室兩人不可伝云々。(大正図像 4、p. 892c28-893a3)

とある。これは先に見た『四巻』とほぼ同内容の記述で、『四巻』では誰の説であるか示されていないが、覚禅はこれを実任の説であると記している。

これとほぼ同文は、やや時代の下る澄円撰『白宝抄』(一二七八～一二九〇頃に撰述)²⁸「不空羅索観音法雑集」にも、やはり「実任云」(大正図像 10、p. 866c17-c21)として記されており²⁹、おそらく『覚禅鈔』を引用したものであろう。『白宝抄』には他にも次のような記述がある。

④裏書云。不空羅索。不空奮怒王。同異如何。不空奮怒王。不空羅索惹地王。不空大奮怒王。不空羅索観音。各別体歟。覚禅云。口云。不空奮怒王者不動明王也。伝受集。不空聖者云々。実任云。彼怒形入不動三摩地也云々。底哩経'不空聖者。此不空羅索教令輪也。(大正図像 10、p. 865b6-b12)

⑤口云。不動^ヲ名^ニ不空聖者^ト。不空羅索一体^ト習^ヲ秘事^ト。(同、p. 865c16-c17)

〔現代語訳〕④裏書に云う。「不空羅索と不空奮怒王は同じなのか、違うのか。不空奮怒王、不空羅索惹地王³⁰、不空大奮怒王、不空羅索観音、これらはそれぞれ別体なのか」。覚禅〔鈔〕が云うには、「口伝では、不空奮怒王は不動明王である。『伝受集』に不空聖者と云う。実任が云うには、その〔不空羅索の〕怒りの形は不動の三摩地であるということである。『底哩経』の不空聖者は、不空羅索の教令輪〔身〕である。

²⁸「統大正新修大藏経著目録」「澄円」の項目(大正藏別巻三「昭和法宝総目録」p. 555)参照。なお、同項目によると「洛東岩蔵山観勝寺大円房良胤資。住高野山智明院」とある。大円房良胤(一二一三～一二九一)は実賢(一一七六～一二四九)から三宝院流と金剛王院流を受けているため、良胤を師とする澄円もその流れをくむと思われる。

²⁹『秘鈔口決』『白宝口抄』他でも、実任の説として同様な記述がみられることを、船田淳一氏が指摘している(船田前掲書、四五五頁)。

³⁰「不空羅索惹地王」は他では見えない名称で、何を指すのか不明である。『不空羅索神変真言経』に記される「不空悉地王」(大正 20、No. 1092、p. 279c7、p. 281a13、p. 285a11、p. 288a20、p. 289b25)の誤写であろうか。

論 文

㊸口伝では、不動を不空聖者と名付ける。不空羅索と一体であると習うことは秘事である。

注意したいのは、㊸の傍線部、そして㊸で顕著なのだが、「底里（哩）経」では不動を「不空聖者」と名付けているということが、不動と不空羅索が一体であることを示す根拠のように、言説が変容していることである。一つの可能性として、次のような推測もできるかもしれない。すなわち、何らかの理由で厳覚の頃には不空羅索法に「不動独鈷印」と同一視された「不空聖者印」を用いるという言説、あるいは現実の儀礼が行なわれるようになり、その意味付けとして、不空羅索の忿怒身である「不空奮怒王」を不動と同一と説く説が生み出された。さらにその「不空聖者印」から「底里（哩）経」の「不空聖者」（正確には「不空威怒増加聖者」）が注目されるようになって、『覚禅鈔』や『白宝抄』に至っては、不動を指す「不空聖者」が不空羅索と一体であることの証明であるかのように説かれるようになったのではないか。「不空聖者」の「不空」の語があたかも「不空奮怒王」あるいは不空羅索の「不空」を示すかのような言説となっているといえよう。

これらの不空羅索と不動に関する言説を『実帰鈔』が勸修寺流の説だと述べているのは、本節で示した諸史料によっても明らかである。興然の『四巻』は寛信・明海（＝実運）・実任・観祐の口決をまとめたものである。つまりこれらの説は、全体として小野の勸修寺流の流れで相承され、具体的には、おそらく厳覚（一〇五六～一一二一）あたりを出発点として寛信（一〇八四～一一五三）や実任（一〇九七～一一六九）などを経由し、興然（一一二一～一二〇三）、覚禅（一一四三～一二一三頃）によって集成されて³¹、さらに相承されたものと思われる。

ただ、全体として、これらの説は明確な根拠が乏しく、牽強附会の感を免れない。そこで可能性として考えられるのが、『密教大辞典』が説いていたように、不動と不空羅索の二童子が同じ名前で知られていた、ということから、この両尊の同一視が起こったのではないか、という推測である。

しかし次節で見るように、これも文献的に明確に跡付けられるものではない。

4. 中世真言宗の言説における不動の二童子と不空羅索の童子

先にも記した通り、「不空奮怒王」は菩提流志訳『不空羅索神変真言经』に登場する尊格である。しかし、『不空羅索神变真言经』には「緊羯羅」「制搥迦」の二童子、あ

³¹ 『密教大辞典』「密教法流系譜」p. 5「16 小野流血脈」、ならびに本文項目「覚禅」参照。

中世真言宗における童子と使者の言説
(小田)

るいはそれに類する童子に関する記述はない³²。一方「緊羯羅」「制撻迦」が登場するのは李無諂訳『不空羂索陀羅尼經』であり、ここには「不空奮怒王」は登場しない。

しかしながら、不空奮怒王イコール不空羂索が即ち不動であるという認識があれば、当然不空羂索には不動と同じ二童子が存在することとなる。不動と不空羂索が同じ名前の二童子を伴っている、ということについて、直接明確に述べる文献は、初期の段階では見当たらないようである。ただ、恵什(一〇六〇～一一四四)の口決を覚印(一〇九七～一一六四)が記した『勝語集』(一一四〇年成立)の保延元年(一一三五)十二月十八日「不空羂索事」には、「又李無諂所訳有所用真言也。件經^レ矜羯羅制吒迦^ハ不空羂索使者ト見也云云」(大正 78, No. 2479, p. 210b11-b12)とみえる。ここでは単純に「李無諂訳」に出る「矜羯羅」「制吒迦」は不空羂索の使者であるということを書いておいては過ぎない。但し、「李無諂訳」では「緊羯羅」「制撻迦」と表記されているものを、不動の二童子に用いる「矜羯羅」「制吒迦」と表記している。また、「李無諂訳」の「第五」(緊羯羅)と「第六」(制撻迦)の童子のみに言及し、「第八」の童子には全く触れていない点も、「第五」と「第六」の童子が不動の二童子と同様に一對として考えられていることが推測できる。以上から、明確な記述はないものの、すでにこの時期には不空羂索の童子を不動の二童子と同一視する意識が成立していた可能性がある。

心覚(一一一七～一一八〇)の『別尊雜記』(一一五六～一一八〇成立)巻第二十三「不空羂索」には、不空羂索の二童子を描く図像が三点収録されている(大正図像 3, p. 275、図像 No. 88・図像 No. 89、p. 280、図像 No. 92)³³。図像 No. 92 は不空羂索の下方に「不空王」と記す忿怒尊、その右側に「矜迦羅」「制吒迦」と記す二童子を配する〔図 1〕。これもやはり不動の二童子に用いる表記である。なお、この図像にはさまざまな書き込みがある(後述の「矜羯羅・制吒迦の比較一覧表」参照)。

『別尊雜記』の本文自体には「不空奮怒王」に関する記述がなく、不空羂索の使者や童子については、裏書一五一に「此二使者檢三卷經了 左葉叉。右使者〈文〉」(大正図像 3, p. 284c4-c5)という断片的記述しかない。怒髪「緊羯羅」を葉叉、五髻の「制撻迦」を「使者」と見立てたものであろう。「李無諂訳」では「緊羯羅」は「夜叉童子之形」に作るとされる。五髻の方を「使者」としているのは、「李無諂訳」で「制撻迦」と多くの共通点を持つ「第八」の童子がやはり「五髻」であり、「使者」とのみ記されていることと関係があるか。すると、やはり不空羂索の童子が「二使

³² 『不空羂索神變真言經』「護摩增益品第七」には、炉中から出現し、真言者につき従う「火天童子」という童子が登場する(大正 20, No. 1092, p. 261b17-b29)。

³³ なお、恵什と心覚は広沢流の系統に連なっている。

論 文

者」として不動の二童子と同様に一对と考えられていた点、及び、「制擣迦」と「第八」の童子が同一化されている点が、記述に現れている可能性がある。

このように、不動と不空羂索の二童子の名前が同じだということについては、古い文献では間接的な記述しか見つからない。しかし、『覚禪鈔』巻第五十「不空羂索上」「制擣迦事」には、以下のような記述がある。

㉑ ㊦私曰。古経羅刹童子者制多迦歟

自在王経中云。其持呪者応先画作羅刹童子

新訳云。降伏使者像。〔中略〕（大正図像 4、p. 889b25-b26）

㉒ ㊦法務云。〔中略〕奮怒王二童子究竟様也云々

㊦私云。図加忿怒王。為部主故也。〔中略〕彼王即不動也。故具一童子。

〔後略〕（同前、p. 889c1-c3）

〔現代語訳〕㉑ ㊦私に言う。「古経」に「羅刹童子」とあるのは制多迦のことか。「自在王経」には「持呪者はまず羅刹童子を描け」と言い、「新訳」では「降伏使者像」と言う。〔中略〕

㉒ ㊦法務は〔次のように〕言う。〔中略〕「奮怒王の二童子は究竟の図様である。云々。」

㊦私に言う。図に忿怒王を加え、部主とする故である。〔中略〕彼の王は不動であり、それゆえ一童子を具する。〔後略〕

㉒の「法務」とは、この前々行に「先師法務寛一」（同、p. 889b28）とあり、寛信を指すと思われる。そして覚禪の「私云」とする割書には、不空奮怒王は不動であるがゆえに、「一童子ヲ具ス」とする。最初に「奮怒王二童子」とあるので、「一童子ヲ具ス」は「二童子ヲ具ス」の書写時の誤りかもしれない³⁴。

㉑にある「古経」ならびに「自在王経」は「宝思惟訳」、「新訳」は「李無諂訳」のことを示す。「羅刹童子」は「宝思惟訳」の呼称であり、「李無諂訳」の「第八」の「使者」（これが「降伏使者」、すなわち「帰伏」する使者である）に当たる。覚禪は「第八」の「羅刹童子／使者」が「制多迦」と同一であると考えているようである。覚禪の師にあたる興然の『五十卷鈔』巻三十「不空羂索法」では、「使者」として「矜羯羅」「制擣迦」「羅刹童子」という三項目を立てて經典記述を引用している（『五十卷鈔

³⁴前掲（注17）、山本陽子論文（p. 41 下）では、不空忿怒王の従者を一童子とする『覚禪鈔』のこの一文をそのまま読んで（「二童子」の誤写とはしないで）、興福寺南円堂の不空羂索の信仰とセットになった春日赤童子の信仰にかかわるものとして引用している。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

自第二十三卷至第四十二卷』、真言宗全書 30、p. 155 下 7-156 下 12)。「宝思惟訳」と「李無諂訳」の呼称が混ざり合っているが、『五十卷鈔』では三者の童子を並列して扱っている。それに対して『覚禅鈔』では、「制擿迦」と「矜羯羅」の二童子のみで、「第八」の「使者」に関しては經典本文を引用していない。覚禅は不空羂索の童子が三種類出てくることから、外見がある程度共通している「第六」と「第八」の童子を一体として、全部で二種類と考え、不動の二童子との整合性を持たせようとしたように思われる。あるいは「李無諂訳」「第五」の「緊羯羅」は「夜叉童子之形」の像を作るとされることから、「第八」の「使者」の「羅刹童子」と一対にしたという可能性もある。「私云」とするとおり、おそらく覚禅独自の見解であろう。但し、それ以前にも、『勝語集』や『別尊雜記』に、本来經典では三体登場する不空羂索の童子を二体として扱う思想が背景にあったので、全く覚禅だけの発想ではなかったと思われる。

さらに時代が下る史料である東寺観智院・亮禅述、宝蓮寺・亮尊記『白宝口抄』³⁵ (一三四一年以前成立。『秘鈔』の注釈書) 卷第六十五「不空羂索法上」には、

是不空奮怒王者。不動明王也。仍以二童子為眷属。陀羅尼集經云。不空羂索緊羯羅。〔中略〕又応作不空羂索制擿迦像。〔中略〕是不動三尊共不空羂索一体也。 (大正図像 7、p. 686b18-b28)

〔現代語訳〕この不空奮怒王は不動明王である。よって二童子を眷属とする。「陀羅尼集經」〔筆者註：これは『不空羂索陀羅尼經』の誤りと思われる〕に言う。「不空羂索の緊羯羅」〔中略：「李無諂訳」「第五」の引用。大正 20、p. 411b26-b28、p. 411c5-c6 部分〕また不空羂索の制擿迦像を作れ。〔中略：「李無諂訳」「第六」の引用。同、p. 411c24-c25、p. 412a5-a6 部分〕この不動三尊と不空羂索〔の三尊〕は一体である。

「是不動三尊共不空羂索一体也」と、不動及び二童子は不空羂索及び二童子と一体であることが述べられている。注意すべきは、下線部からわかる通り、『覚禅鈔』も『白宝口抄』も、「故に」、「仍て」という語を用い、不空奮怒王は不動であるがゆえに二童子を眷属となす、としていることである。これらの記述を見ると、『密教大辞典』の解説にあったように、不空羂索の童子の呼称が不動の二童子と類似しているために、不空奮怒王が不動と同一視された、というのではなく、不空羂索（不空奮怒王）が不動と同一視されたために、童子も同一視された、という逆の流れであるように思われる。

³⁵ 述者の亮禅 (一二五八～一三四一) は能禅 (一二〇四～一二八九) の弟子で、能禅は広沢流の西院流能禅方の流祖として知られている (『密教大辞典』p. 2281 上-中、および p. 1789 中-1790 上)。それゆえ『白宝口抄』は広沢流の系統に連なるものである。

論 文

さて、『覚禅鈔』では「法務云」として寛信の名を上げていた。第三節で見たとおり、嚴覚の口決を寛信がまとめた『伝受集』や、寛信の口決を実運が記した『秘藏金宝鈔』は、不空羂索と不動の同一を明言しないものの、不空羂索と不動の関係を示唆する比較的初期の史料である。

『覚禅鈔』巻第七十八「不動法上」の裏書五九一・裏書五九二では、「矜羯羅」「制多迦」の像を説明するのに「陀羅尼經云〈緊羯羅品五〉」・「陀羅尼經云〈制迦迦品六〉」として「李無諂訳」「第五」・「第六」の記述を引用している（前者は大正図像 5、p. 209a16-a22、後者は同、p. 209b15-b22）。つまり、不動の二童子の図像を説明するために、不空羂索の童子の記述を用いているのである³⁶。さらに「矜羯羅」部分での「李無諂訳」「第五」の引用の後には、「〈陀羅尼經者。不空羂索經。類秘抄被引之〉」（同前、p. 209a23）と記す。『類秘鈔』は寛信撰述の事相書である。興然の『五十卷鈔』巻第二十二「不動尊法下」の「矜羯羅使者」の部分にも、「類秘鈔云。陀羅尼經云〈緊羯羅品五〉」として、以下「李無諂訳」の「緊羯羅」の形像についての記述の引用（『五十卷鈔 自第二十三卷至第四十二卷』、真言宗全書 30、p. 218 下 6-下 11）があり、興然から覚禅へと伝えられたであろうことがわかる。しかし、不思議なことに『五十卷鈔』・『覚禅鈔』とも『類秘鈔』に言及するのは「矜羯羅」部分のみであり、「制吒迦」については全く触れていない。そして、実は真言宗全書 36 所収の『小野類秘鈔』には当該部分が見当たらない。それゆえ寛信が不動の童子である「矜羯羅」を不空羂索の童子である「緊羯羅」と同一と認識していたかどうかは確認できない。ただ、本節はじめにあげた恵什の口決を覚印が記した『勝語集』の段階で、不空羂索の童子と不動の二童子を同一視するような意識があったとすれば、ほぼ同時代の寛信にも同じ意識があったとしても不思議ではない。実態は不明ではあるが、『覚禅鈔』ではこれらの言説の起点として寛信、あるいは第三節で触れた実任という、ほぼ同時代の人物を設定していたと考えられる。

5. 『覚禅鈔』引用史料における不動二童子の名称、図像、性格の矛盾と不空羂索の童子

それにしても、不動の二童子と不空羂索の童子を同一とすることに矛盾を表明した記述が見られないことは不思議である。今まで引用してきた経軌の記述では、不動の

³⁶天台宗の『阿婆縛抄』（一二四二～一二七九年成立）第一百八（不動末下）「二童子」の「形像」の部分でも、李無諂訳『不空羂索陀羅尼經』「第五」「第六」の本文を引用して説明している（大正図像 9、p. 336c11-c18、p. 337a11-a16）点で、『覚禅鈔』と同様であり、やはり不動の二童子と不空羂索の童子を同一と考えているようである。但し、天台宗の文献には不空奮怒王が登場しないようである。

中世真言宗における童子と使者の言説
(小田)

二童子と不空羂索の童子は性質や容姿がかなり異なっているからである。

まず、第二節で注意を促した点を思い出してほしい。不空羂索の三童子はいずれも、行者が飲食する時には必ず先に差し出して供養しなければならないことが記されていた。不動の二童子の場合はどうであろうか。不動の場合、不動自身が童子形かつ「身は奴僕の様」(『底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法』、大正 21、No. 1200、p. 10c2-c3)であり、不動経軌には不動自身が行者の「残食」の供養を受けることが記されている³⁷。日本の不動信仰においては、天台宗では安然の『不動明王立印儀軌修行次第 胎蔵行法』、真言宗では淳祐(八九〇～九五三)の『要尊道場観』による「不動の十九観」の影響が非常に大きい。これは行者が観想するためのさまざまな不動の姿を十九種類にわたって記すもので、その第十九に「変作二童子給使」(前者は旧版日本大蔵経 48 宗典部 天台宗密教章疏 3、p. 152、上 15-上 16、後者は大正 78、No. 2468、p. 44a11)とある。すなわち、不動の二童子は不動が変じて現れたものであると解釈されている。すると不動の性質は二童子にも当然反映され、二童子も「残食」を受けるものと考えられただろう。つまり、不動あるいは不動の二童子と不空羂索の童子とは、同様に使者として使役に応じる存在とはいえ、この点に関しては性質が異なるということになる³⁸。

そしてより根本的な問題がある。『不動使者陀羅尼秘密法』における「恭敬小心者」の「矜羯羅」と『不空羂索陀羅尼経』(「李無詔訳」)の「瞋面」で牙を剥き出し、髪を火焰のように逆立てている「緊羯羅」は明らかに異なっている。「難共語悪性者」である不動の使者「制吒迦」と「歡喜笑面」で人を喜ばせる姿の不空羂索の童子「制擲迦」も同様である。不空羂索の二童子と不動の二童子の呼称とイメージは逆転しており、不動と不空羂索が同一であるという認識があったとしても、呼称の類似だけで童子を同一視するには矛盾がある。

第一節でみた不動経軌には、童子の容姿に関する記述は全くなかった。しかし、『五十卷鈔』や『覚禅鈔』はさまざまな史料を引用して不動の二童子の姿を記載してい

³⁷ 『底哩三昧耶不動尊威怒王使者念誦法』(一卷本)「所用飲食供養聖者。此尊本願。大悲捨身奉侍一切持誦者。身如奴僕現無一目相。受此殘食供養。行者若每食之時心不忘者。我當晝夜常隨擁護。」(大正 21、No. 1200、p. 10c1-c4)(用いるところの飲食で〔不動〕「聖者」を供養する。この〔不動〕尊の本願は、大悲をもって一切の持誦者に捨身、奉仕することである。身は奴僕の様で、一目がない相を現わし、この残食の供養を受ける。行者がもし毎食の時に〔残食を供養することを〕忘れなければ、我はまさに晝夜常に〔行者に〕従って擁護する。)、「若毎日加持殘食置淨処。供養使者常如願」(同、p. 12a7-a8)(毎日残食を加持して清潔な場所に置き、〔不動〕使者を供養すれば常に願いの如くなる)など。

³⁸ 但し、興然『五十卷鈔』第三十三「不動尊法」「制吒迦使者」の「壇場莊嚴」では、「又云(筆者注:『二童子法』を指す)〔中略〕以時花菓毎食時常奉一分食。〔後略〕」(『五十卷鈔 自第二十三卷至第四十二卷』、真言宗全書 30、p. 217 下 2-下 4)とあり、残食とは記していない。一方、下述のように、『聖無動尊決秘要義』では、制吒迦は「残食」で供養すると明記されている。

論 文

る³⁹。そこで試みに『覚禪鈔』の不動の二童子の記述を参照してみよう。『五十卷鈔』と『覚禪鈔』が引用している文献で、本論に特に関係するものは、『聖無動尊一字出生八大童子秘要法品』（以下『八大童子秘要法品』）、『不動尊二童子法』（以下『二童子法』）、『聖無動尊決秘要義』（以下『決秘要義』）の三つである⁴⁰。

『八大童子秘要法品』は第一節でも述べたように、大正蔵密教部に収録されているが、由来が明らかではない。天台宗の静然撰『行林抄』で不動明王の八大童子についてこの儀軌を引用しているため、『行林抄』が成立した一一五四年には確実に存在したが、静然は「本説を尋ぬべし」（大正 76、No. 2409、p. 363a20）と述べている⁴¹。『覚禪鈔』「不動法上」の具書でも、「已上六卷諸録外。真偽可尋」（大正図像 5、p. 169b17）とある六巻の中に「聖無動尊八大童子法一卷〈不空〉」が入っており、覚禪も真偽を疑っている。『二童子法』も同様に覚禪はこの六巻の中に入れてい

この二書が儀軌の体裁を持っているのに反し、『決秘要義』は注釈書である。本書は、日本大蔵経所収本の奥書に「〈無動寺本〉寛弘八年〔一〇一一〕八月十二日書僧睿超之本 西山口筆抄云。安然尊者作。阿娑婆抄引用之。〈大通本〉建仁三年〔一二〇三〕七月廿八日以理明房阿闍梨御本書写之 卅云題下有円行撰三字」（旧版日本大蔵経 48 宗典部 天台密教章疏 3、p. 111 上 14-上 17）とあり、『密教大辞典』「聖無動尊決秘要義」の項目も「作者二説あり」として安然もしくは円行撰の二説を上げる。しかしながら、『三昧流口伝集』（天台宗の良佑撰。一〇六〇～一〇八〇頃成立）より古い文献にはその書名や引用、参照が全く見られない。また、この文献に

³⁹なお、台北市国立中央図書館蔵「國家圖書館 善本佛典第二十一冊 No. 8871 《□者眷屬》」http://tripitaka.cbeta.org/D21n8871_001（「新日本古典籍綜合データベース <https://kotenseki.nijl.ac.jp/work/004389218> では『八者眷屬』という文献がある。これは奥書に「建久五季〔一一九四〕八月 日清書了/老比丘興然記之/建久六季八月廿一日於高尾山以慈尊院/本申時許書之 一交了/寛紹本」とあり、語句に若干の異動はあるものの興然『五十卷鈔』第三十三「不動法下」「使者眷屬」の抄出である。

⁴⁰『五十卷鈔』の引用箇所例は、後述、注 45、46、47、50、53 を参照のこと。なお、これらの注には、『五十卷鈔』より古い文献では天台宗の『行林抄』を、そして『五十卷鈔』以後の文献として『阿娑縛抄』の引用箇所、もしくは近い記述のある箇所もあげた。

『二童子法』という書名は『行林抄』および『阿娑縛抄』には見つからない。そのため、『覚禪鈔』所引の文とはほぼ同文、または同じ内容の記述があっても、引用元の文献の題名は明らかではない。

『決秘要義』は『五十卷鈔』より古い文献では天台宗の『三昧流口伝集』（大正 77、No. 2411。良佑撰。一〇六〇～一〇八〇頃成立）、『行林抄』、『五十卷鈔』より新しい文献では『阿娑縛抄』に引用がある。但し、『三昧流口伝集』では「決秘要義云」として、大正 77、p. 31c21-c22 に「藥廁掬」に関する記述、『行林抄』では「聖無動尊決秘要義云」として、大正 76、p. 360e14-c23 に「矩哩迦龍」に関する記述、「決秘要義云」として p. 361a10-a13 に「蓮花大吉祥天」に関する記述、「決秘要義云」として p. 361a16-a28 に「藥廁掬」に関する記述があるが、いずれも本稿で使用した二童子に関する部分の引用は見られない。

⁴¹『行林抄』では「本説を尋ぬべし」の後に、『不動使者陀羅尼秘密法』の最後に付加された「憂丘滿願法」（大正 21、No. 1202、p. 27b3-b21）を参照している個所がある（大正 76、No. 2409、p. 363a20-a23）。事実、『八大童子秘要法品』に見える八大童子の名は、中国撰述が確実な「憂丘滿願法」（『惠運律師書目録』大正 55、No. 2168B、p. 1091a8 に記載があり、惠運によって講来されている）の六尊格に「矜羯羅」と「制吒迦」を付け足したものであり、中国撰述もしくは日本撰述と考えられる。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

引用されている「聖無動成就使者法品」という書も不明である。文中に数回「唐云」という表現が見られる。これは本書が唐代中国で作られた可能性を示唆すると思われる⁴²。寛弘八年（一〇一二）に書写されているため、その時代には存在していたと考えられる。なお、『覚禪鈔』の具書ではこの書名は挙げられていない⁴³。また、『覚禪鈔』でこの書からの引用があるのは、裏書の部分だけであって⁴⁴、覚禪自身による引用であるかどうか、確実とはいえない。

以下にそれらの文献に見える二童子に関する記述、及びその現代語訳を示す。なお、『覚』と記したのは『覚禪鈔』における引用箇所である。本来ならば他の文献の引用との校合も必要だろうが、煩瑣になるため『覚禪鈔』との相違のみ〔 〕内に示した。

『八大童子秘要法品』

「矜羯羅」⁴⁵

法波羅蜜慈悲心行。所以出現使者名矜羯羅。〔「所～羅」無シ〕此云隨順。

(大正 21、No. 1204、p. 31c6-c7) (『覚』大正図像 5、p. 186c15)

次矜羯囉形如十五歳童。著蓮華冠。身白肉色。二手合掌。其〔「其」無シ〕

⁴²また同書には後に引くように、「海南僧」という表現が見える(海南僧人多作是像礼拜供養)(旧版日本大蔵経 48 宗典部 天台宗密教章疏 3、p. 106 下 1)。「海南」とは漠然とした地域を表しているのか、あるいは中国の海南島を指しているのか不明である。後者の場合、この文献が中国製という可能性が高くなる。

⁴³『覚禪鈔』の具書には「広摂不動秘密法要訣六卷〈安然集〉」(大正図像 5、p. 169b1)という文献もあげられているが、日本大蔵経の刊本では『決秘要義』は一卷なので、「六卷」とある点が疑問である。また覚禪は『決秘要義』を引用する際、「秘要義云〈円行撰〉」(同、p. 199a5)や「決秘要義云〈円行〉」(同、p. 199a17)としているので、『決秘要義』を円行の撰述と見なしているようである。さらに『白宝口抄』「不動法一」には「本書事」として、「聖無動尊決秘要義一卷」(大正図像 7、p. 1b18)と「広摂不動秘法要訣六卷〈安然集〉」(同、p. 1b28)と両方の書名が上がっている。これらの点から、「広摂不動秘密法要訣」と『決秘要義』は別の文献であると思われる(『覚禪鈔』、大正図像 5、p. 204a16「裏書五九〇」に「広摂不動軌」とあるのが「広摂不動秘密法要訣六卷〈安然集〉」であろうか)。『五十巻鈔』でも「聖無動尊決秘要義〈円行述〉」(『五十巻鈔』自第二十三卷至第四十二卷 真言宗全書 30、p. 213 下 13)とあり、『覚禪鈔』と同様に『決秘要義』は円行撰と考えられているようである。

⁴⁴『五十巻鈔』の「制吒迦」部分には『決秘要義』からの引用がないが、「矜羯羅」に関しては『覚禪鈔』と同じ部分が(裏書ではなく本文中に)『決秘要義』から引用されている。

⁴⁵『八大童子秘要法品』そのものでは、以下の二つの段落は離れた箇所に置かれている(次に示す「制吒迦」の場合も同様)が、『覚禪鈔』と『阿婆縛抄』では続けて引用する。『五十巻鈔』では離れた箇所にある。『行林抄』は、後半部分だけ引用する。

『五十巻鈔』(「八大童子法云」として引用)「法波羅蜜慈悲心行^ヲ。所以^ニ出^ル現^ス使者^ノ名^ニ矜羯羅^ト。此^ニ云^フ隨順^ト。」(『五十巻鈔』自第二十三卷至第四十二卷 真言宗全書 30、p. 212 上 10-上 11)、「次^ニ矜羯羅^ノ形^ニ如^ク十五歳^ノ童^ト。著^ク蓮花冠^ヲ。身白肉色^ヲ。二手合掌^ヲ。其^ノ二大指^ト与^テ頭指^ノ間^ニ横^ニ一^ニ股杵^ヲ。天衣袈裟微妙嚴飾^ヲ。」(同前、p. 213 下 3-下 5)。

『行林抄』(文献名の記載無し)「七。矜羯羅。形如十五歳童。着蓮花冠。身白肉色。二手合掌。其二大指与頭指間。横挟一鈎杵。天衣袈裟微妙嚴飾」(大正 76、No. 2409、p. 363a13-a15)。

『阿婆縛抄』(「八大童子法〈大興善寺翻經院述〉」として引用)「法波羅蜜慈悲心行。所以出現使者^ノ名^ニ矜羯羅^ト。此云隨順。又云。如^ク十五歳童子^ト。著^ク蓮華冠^ヲ。白肉色。二手合掌。二大与^テ二頭指^ノ間。横持^ク一鈎杵^ヲ。天衣袈裟微妙嚴飾^ヲ。聖無動軌云。左蓮華。右持^ク一鈎^ト。」(大正図像 9、p. 338a5-a9)。

論 文

二大指与頭指間。横挿一股杵〔=横挾一鈷杵〕。天衣袈裟微妙〔「微妙」無シ〕嚴飾（同、p. 32b20-b22）（『覺』同前、p. 186c17-c19）

〔現代語訳〕「法波羅蜜慈悲心行」により出現する使者の名を「矜羯羅」と言い、「随順」という意味である。

次に「矜羯囉」は形は十五歳の童の如くであり、「蓮華冠」を着し、身体は「白肉色」である。二手は合掌し、親指と人差指の間に横に一股〔鈷〕杵を挿しはさむ。天衣・袈裟で美しく身を飾る。

「制吒迦」⁴⁶

業波羅蜜即〔「即」無シ〕方便心行。所以出生使者名〔「所～名」無シ〕制多〔吒〕迦。此云息災也。菩薩方便現瞋形故也。（同、p. 31c7-c9）（『覺』同前、p. 194a26-a27）

次制吒迦亦如童子。色如紅蓮。頭結五髻〈一結頂上之中〔「之中」無シ〕。一結額上。二〔=三〕結頭左右。一結〔「一結」無シ〕頂後。表五方五智〔=後五方五色〕〉左手〔「手」無シ〕嚩日囉。右手〔「手」無シ〕執金剛棒。瞋心惡性之者故〔「瞋～故」無シ〕不著袈裟。以天衣纏其頸肩。画像法説已竟（同、p. 32b23-b26）（『覺』同前、p. 194a29-b2）

〔現代語訳〕「業波羅蜜即方便心行」により出現する使者の名を「制多〔吒〕迦」と言い、「息災」という意味である。菩薩の方便により瞋恚の姿を現す。

次に「制吒迦」は同じく童子の如くである。〔身体の？〕色は紅蓮の如くで、頭に五髻を結う〈頭上に一つ、額の上の一つ、頭の左右に各一つずつ、頭頂の後方に一つを結う。「五方五智」を現わす。〉左手に「嚩日囉」（金剛杵）を、右手に「金剛棒」を執る。瞋恚の心で悪性の者であるがゆえに袈裟をつけない。天衣を首や肩にまとう。画像法を以上で説き終わる。

⁴⁶ 『五十卷鈔』（「八大童子法云」として引用）「業波羅蜜^ハ即方便^ノ心行^{ナリ}。所以^ニ出生^メ使者^ノ名^ニ制吒迦^ト。此^ニ云^フ息災^ト也。菩薩方便^ヲ以^テ現^シ瞋形^ヲ故^也云々」（同前、p. 212 上 11-上 13）、「次^ニ制吒迦^ハ亦如^シ童子。色如^シ紅蓮。頭^ニ結^フ五髻^ヲ。一^ハ結^ニ頂上^ノ之中^ニ。一^ハ結^ニ額^ノ上^ニ。三^ハ結^ニ頭^ノ左右^ノ頂^ノ後^ニ。表^シ五方五智^ヲ。左手^ニ嚩日囉。右手^ニ執^ル金剛棒^ヲ。順^ニ惡性^ノ之者^ノ故^ニ不^レ著^ル袈裟^ヲ。然^レ以^テ天衣^ニ纏^ル其頸肩^ヲ。画像法説^キ已^ニ竟^ス」（同前、p. 213 下 6-下 9）。

『行林抄』（文献名の記載無し）「八。制吒迦。亦如童子。色如紅蓮花。頭結五髻〈一結頂上之中。一結額上。二結頭左右。一結頂後。表五方五智〉左手嚩日囉。右手執金剛棒。順惡性之者故不著袈裟。然以天衣纏其頸肩。画像法説已竟」（同前、p. 363a16-a19）。

『阿婆縛抄』（「八大童子法〈大興善寺翻經院述〉」として引用）「業波羅蜜即方便心行。所以出生使者。名制吒迦。此云息災也。菩薩方便現瞋形故也。又云。如童子。色如紅蓮。頭結五髻。〈一結頂上之中。二結頭左右頂後。表五方五智。〉左嚩日囉。右手執金剛棒。不著袈裟。不天衣纏其頸」（同前、p. 338a11-a16）。

中世真言宗における童子と使者の言説
(小田)

『二童子法』(『覚禪鈔』「不動法上」に引用)

「矜迦羅童子」⁴⁷

二童子法云。〔①〕形如喜見童子。作慈悲貌。頂有蓮花。左持杵。右執蓮花。

又云。〔②〕作瞋形。額現皺文。左執索。右把劍。大体如聖尊。乘獅子王。名号二童子法云。矜迦羅法。唐云卑下者。又云随順。亦名恭敬者。是不動之智慧莊嚴也云々(大正図像 5、p. 186c28-194a5。筆者注：途中 p. 187-193 は図像)

〔現代語訳〕『二童子法』に云う。〔①〕〔矜迦羅童子の〕形は「喜見童子」の如くである⁴⁸。「慈悲貌」をなし、頂に蓮華がある。左手に杵を持ち、右手に蓮華を執る。

また『二童子法』に云う。〔②〕瞋恚の形をなし、額に皺の文様を現わす。左手に索を執り、右手に劍を把む。大体〔の姿〕は「聖尊」〔不動明王〕の如くである。獅子王に乗る⁴⁹。

名号〔に関して〕『二童子法』は云う。「矜迦羅法」は唐では「卑下者」、または「随順」という意味で、またの名を「恭敬者」という。これは不動の智慧の莊嚴であるということである。

⁴⁷ 『五十卷鈔』「二童子法」云。聖無動尊矜羯落法(唐云卑下者。又云随順。又名恭敬者。是不動王之智慧莊嚴也云々)(同前、p. 218上9-上10)、「又云其像形如喜見童子...」(以下の部分については、本文中に後述)。

『行林抄』(文献名の記載無し。内容的には近い部分があるが、『覚禪鈔』とは一致しない)「童子者大体如正尊。頂髮迴毛不聳。莎髮不悞出。面目喜怒。禮拜供養神驗無比。乘獅子勢也。著黑衣。頂令在赤蓮花。額三道皺文。如十五童子状。左手索繩令執。右手劍令執持」(同前、p. 360b15-b18)。

『阿婆縛抄』(「制吒迦并矜羯落法云」として引用)「唐云卑下。又名恭敬者。是不動明王之智慧莊嚴也云々」(同前、p. 336b15-b16)、「(矜羯落法云」として引用)「童子大体如正尊。頭髮迴毛不聳。莎髮不悞出。面目喜怒。聖無動成就使者法門。但左持索。右執刀。袈裟著裳。足趺右〔石か?〕上。赤黄色云々。決秘要義同」又云。乘獅子勢也。著黑衣。頂令有赤蓮花。額三道皺文。如十五童子状。左索繩令執。右手劍令執(文)(同前、p. 336c19-c24。前半は割注に「決秘要義同」とあるように『決秘要義』と同様であり、『覚禪鈔』引用の『二童子法』「矜羯羅」部分とは一致しない。下述、注53も参照。「又云」以降の後半は『行林抄』と一致するが、『覚禪鈔』とは一致しない)、「(制吒迦并矜羯落法云」として引用)「其形如喜見童子。作慈悲貌。頂有蓮華。左持杵。右執蓮華(文)」(同前、p. 336c25-c26)。なお、「矜羯羅法云」は、同前、p. 336c8-c10、「制吒迦法云」は、p. 337a8-a10にもあるが、『覚禪鈔』が「二童子法云」として引く文には該当するものがない。

⁴⁸ 『法華經』には「一切衆生喜見如來」という仏が現われ(大正9、No. 262、p. 36a20-a23)、『金光明最勝王經』には「一切衆生喜見」という名の童子が登場する(大正16、No. 665、p. 406a9-a10、b29)。ここに出る「喜見童子」は、これらに係るか。

⁴⁹ 『二童子法』の「矜迦羅童子」の図像には、「慈悲貌」と「瞋形」の正反対の表情を示す二種類の図像が記されている。その区別を示すため、①と②を付した。この点については後述も参照。

論 文

「制吒迦童子」⁵⁰

二童子法云。其像乘白馬。之作驟勢。頂〔『五十卷鈔』では「項」〕下懸鈴子。童子頂有五髻。身著緋衣。形如十五歲兒也。現喜怒相。執棗枝云々。制吒迦又名扇底迦尊者。不動之福德莊嚴也。故名福德聚勝者已上（同、p. 194b11-b15）

〔現代語訳〕『二童子法』に云う。〔制吒迦童子の〕像は白馬に乗り、勢いよく走る姿にする。頂〔項か？〕の下に「鈴子」⁵¹を懸ける。童子の頭頂には五髻がある。緋色の衣を着て、形は十五歳の児童の如くである。「喜怒」の相を現わし⁵²、棗の枝を執るといふ。

制吒迦はまたの名を扇底迦尊者という。不動の福德莊嚴である。福德聚勝者と名づける。已上。

『決秘要義』

「矜羯洛」⁵³（『覚禪鈔』裏書では「決秘要義云」として引く。『五十卷鈔』でも同じ⁵⁴）

次聖無動成就使者法品云〔「次～云」無シ〕。若画矜羯洛（唐云〔「云」無シ〕能作者）童子者。大体如正尊。頭髮迴毛不聳。莎髮不壞。出面目喜怒。左持索。右執片〔＝斧〕刀。被袈裟著裙裳。足翅〔＝

⁵⁰ 『五十卷鈔』「二童子法云。聖無動尊制吒迦法（又名扇底迦。唐云息災。是尊者不動王之福德莊嚴也。故名福德聚勝者）（同前、p. 217 上 16-上 17）「又云。画像法 其像乘白馬。馬作驟勢。項下懸鈴子。童子頂有五髻。身著緋衣。形如十五歲兒也。現喜怒相。執棗枝。」（同前、p. 217 下 8-下 10）。

『行林抄』（文献名の記載無し）「其像乘白馬。馬作驟勢。項下懸鈴子。童子五髮総。如十五歲兒袈裟」（同前、p. 360b23-b24）。

『阿婆縛抄』（「制吒迦法云」として引用）「又名扇底迦。唐云息災。是尊者不動明王之福德莊嚴也。是故名福德聚勝者（文）」（同前、p. 337a4-a6）、（「制吒迦法云」として引用）「其像乘白馬。馬作驟勢。項下懸鈴子。童子頂有五髮〔「髻」か？〕。身著緋衣。形如十五歲兒也。現喜怒相。執棗枝（文）」（同前、p. 337a17-a19）。

⁵¹ 「鈴子」という表現は、SAT で検索すると、日本撰述部にしか見えない。おもに日本で用いられる語だろう。『五十卷鈔』では、前注で引用したように、「鈴子」と読んでいる。

⁵² 「面目喜怒」は理解が難しいが、おそらく、いわゆる「柔和相」でも「忿怒相」でもなく、喜怒哀楽の表情が豊かな、というような意味かと考えられる。『五十卷鈔』では、前注で引用したように、「喜怒相」と読んでいる（SAT で検索すると「喜怒相」「喜怒之相」「面目喜怒」等の表現が見られる）。

⁵³ 『五十卷鈔』「決秘要義云。次聖無動尊成就使者法品云。若画矜羯洛（唐云能作者）童子者。大体如正尊。頭髮迴毛不聳。莎髮不壞。面目喜怒。左持索。右執片刀。被袈裟著裙裳。足翅石上。身赤黄色云々。」（同前、p. 218 下 1-下 4）。

『行林抄』には当該部分引用なし。

『阿婆縛抄』では、当該箇所の引用は複雑で断片的である。はじめに（出典を割注に入れて）「唐云能作者（決秘要義并矜羯洛法）」という部分だけを引く（同前、p. 336b12）。他の部分に関しては、『覚禪鈔』が「二童子法に云ふ」として引く文章とまたがった箇所を引く。上述の注 47 を参照のこと。

⁵⁴ 『五十卷鈔』では「不動尊法下」「使者眷属」の初出部分に「聖無動尊決秘要義（円行述）」（同前、p. 213 下 13）と記し、以下「聖無動尊決秘要義」もしくは「決秘要義」と記す。『覚禪鈔』では「聖無動尊決秘要義」、「決秘要義」、「秘要義」の表記が混在している。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

翹) 石上。身亦 [=色] 黄色。(『覚』同前、p. 209a24-a28。裏書五九一。以下の部分『覚』・『五十卷鈔』引用無シ) 問事驅使也。恭敬小心者。世間少少悉地当於此尊像前祈願。随心成就。白檀香木等作此像。莫令疎略之(旧版日本大藏經 48 宗典部 天台宗密教章疏 3、p. 106 上 2-上 7)

〔現代語訳〕次に「聖無動成就使者法品」に云う。「矜羯洛」〈唐では「能作者」という〉童子を描くならば、大体は「正尊」(不動明王か? 「聖尊」と同意か?) の如くに、頭髮は巻き毛で聳え立たず、「莎髮」〔「莎髻」か?〕で崩れない。「喜怒」の表情で、左手に索を持ち、右手に片刀を持つ。袈裟と裙裳を身に着ける。足は石の上に伸ばし〔つま先だつて立ち〕、身体は黄色である。〔主人の用事を〕問い、〔主人に〕仕えて驅使される。恭敬小心の者である。世間の少々の悉地はこの〔矜羯洛の〕尊像の前で祈願するとよい。心の思うままに成就する。白檀の香木等でこの像を作り、疎略にすることがあってはならない。

「制吒迦」⁵⁵ (『覚禪鈔』裏書では「秘要義云」として引用する)

若木〔「木」無シ〕制吒迦難〈唐云福聚勝者〉造画其像。面目忿怒。具〔「具」無シ〕四臂。七結髮垂左肩。頂置八葉蓮華。華色似白。左右二手結縛日羅〈二合〉惹哩〔=里〕印。当擬胸前。恭敬聖者之勢。次左手持弓。次右〔=右次〕手持箭。令著〔=著〕袈裟裳裙。身色青黒。将〔「将」無シ〕立磬石上。(『覚』同前、p. 209b24-b29。裏書五九二。以下の部分『覚』引用無シ) 随逐大心者。阿尾奢一切事業。其性羸惡。瞋心数数現行者。若得投之者。善能以精進法施。将護其心。莫令退離三洛叉。後如影随従。生生加護。更不他心。於是像亦有身。梵云薩怛嚧。〈唐云一眼〉行者施残食時。以天等本誓故。現一眼身。受所施食。表一実相大菩提心義。無二無三故。〈已上二像同以三昧耶使者印真言〉

海南僧人多作是像禮拜供養。神驗甚多。若求官位敬愛等事。此像前燒瑟吒訶利摩愉。〈唐云小赤豆〉一百八遍。即得官位。以苦練子

⁵⁵ 『五十卷鈔』、『行林抄』には当該部分引用なし。『阿婆縛抄』(「聖無動尊決秘要義云」として引用)「面目忿怒。其四臂。七結髮垂左肩。頂置八葉蓮華。色似白。左右二印結縛日羅〈二合〉若里印。〈甲本異本頭註云。諦。私云。縛日羅若里印者金剛合掌也〉当擬胸前。恭敬聖者之勢。次左手持弓。右手持箭。令著袈裟裳裙。身色青黒。将立磬石上。亦有身。梵云怛嚧。〈唐云一眼〉行者施残食時。以無等本誓故。一眼受所施食。表一実相大菩提心義。無二無三故。〈文〉(同前、p.337a27-b6)

論 文

一百八遍。即得一切敬愛。若欲伏怨家。取跋者草根。唐云菖蒲。護摩一百八遍。福德者用底波苾唎叉香。天木香也。旧版日本大藏經 48 宗典部 天台宗密教章疏 3, p. 106 上 8-下 5)

〔現代語訳〕「若木制吒迦難」⁵⁶〈唐では「福聚勝者」と云う〉。その画像は表情を忿怒に作り、手が四本、七つに結った髪を左肩に垂らし、頭頂には白に似た色の八葉蓮華を置く。左右の二手は「縛日羅〈二合〉惹哩印」(金剛合掌印?)を結び、胸の前に当てて聖者を恭敬する姿に作るべきである。次の左手は弓を持ち、次の右手は箭を持つ。袈裟・裳裙を身に着ける。身体の色は青黒で、磐石の上に立ち、「大心の者」につき従う。一切の事業を阿尾奢する(あらゆることを正しく予言する?)。その性は荒々しく悪で、数々の瞋恚の心を現わすが、もし行者がそれを投げ〔させ?〕ることを得て(もしその瞋恚の心を捨てさせて?)、精進法を施し、その心を護り、三洛叉〔の距離を?〕を退き離れさせ〔なければ、その?〕後は影の如くに随従し、生々に〔互って〕加護する。他心をもつことはない。この像にはまた〔別の?〕一身がある。梵では「薩怛嚩」〈唐では一眼と云う〉と云う。行者が残食を施す時に、天等の本誓のゆえに、一眼の身を現わす。施された食を受けて、「一実相大菩提心の義」を表わす。〔「一眼」であるのは、実相が〕無二無三である故である〈以上の二像は同じ「三昧耶使者印真言」を〔用いる〕〉。

海南の僧は多くこの像を作り礼拝・供養する。神験が甚だ多い。もし官位・敬愛等を求めるならば、この像の前で「瑟吒訶利摩偷」〈唐では「小赤豆」と云う〉を百八遍焚けば、官位を得ることができる。「苦練子」を百八遍〔焚けば〕一切の敬愛を得ることができる。もし怨家を調伏するならば、「跋者草」〈唐では「菖蒲」と云う〉の根を取って百八遍護摩〔を焚く〕。福德のためには「底波苾唎叉香」〈「天木香」である〉を用いる。

これらの童子の記述に、上の節で述べた『不動使者陀羅尼秘密法』の不動の二童子、そして「李無諂訳」と『別尊雜記』図像 No. 92 の不空羂索の二童子(図像及び書き込み文字)、および「玄朝様」不動二童子図(これに関しては後述)を加え、特徴を

⁵⁶このままでは意味不明だが、『白宝抄』の引用は「若求制吒迦羅」(大正図像 10, p.985a11)となっており、「制吒迦羅〔法を〕求めるなら」と理解できる。「制吒迦羅」という表記は淳祐著『要尊道場観』の「不動十九観」の部分(大正 78, No.2468, p.44a12)に見られ、その後、『伝受集』(大正 78, No.2482, p.230a10-a11)、『諸尊要抄』(大正 78, No.2484, p.311c7)、『秘鈔問答』(大正 79, No.2536, p.469c14)の「不動の十九観」引用部分に見られる。

中世真言宗における童子と使者の言説
(小田)

まとめたものが「矜羯羅・制吒迦の比較一覧表」である。

まず、『八大童子秘要法品』の不動の二童子と「李無諂訳」の不空罽索の童子を比べると、持物は全く一致しない。「制吒迦」が「五髻」であるなど一部一致があるものの、やはり今まで見てきた傾向と同様で、性質も容姿も呼称とはほぼ逆になっていることが確認できる。

ところが、ことはそれほど単純ではない。注目すべきは『二童子法』の「矜羯羅」である。正反対の二種類のパターンを記しているため①と②に分けた。①は「慈悲貌」、②は「瞋形」であり、②の方は不空罽索の「瞋面怒目」で怒髪の「緊羯羅」に近いと言える。

実は『二童子法』が記す二童子の持物とある程度の共通点が見出される図像がある。それは『醍醐寺本不動明王図像』所収の「玄朝様不動御頭并二使者図像」の二童子の像〔図2〕(大正図像 6、p. 189。以下「玄朝様」と記す)で、これは十世紀末に飛鳥寺玄朝が描いた図の鎌倉時代の写本である⁵⁷。童子の名称は記入されていないが、向かって右側が「矜羯羅」で左側が「制吒迦」であろう。この図の「矜羯羅」は右手に茎の長い蓮の花、左手に小さい独鈷杵を持っている。「制吒迦」は、首をかしげて身体をひねらせ、右手に木の杖をついている。『二童子法』の「矜羯羅」の「慈悲貌」を現す①では、右手は「執蓮花」、左手は「持杵」とある。「杵」とあるだけで独鈷杵かどうかは不明だが、「金剛杵」という点では共通する。但し、「玄朝様」の「矜羯羅」の表情は怒りの表情に見え、「慈悲貌」とは言い難い。また「玄朝様」の「制吒迦」は木の枝の杖を持っているが、これは『二童子法』の「制吒迦」が「執棗枝」と記されている点と近い⁵⁸。

さらに、『二童子法』の不動の二童子の記述は、『別尊雑記』図像 No. 92 の不空罽索の二童子の持物とも共通点が見られる。不空罽索経軌では怒髪の「緊羯羅」は「持索」と索を持つことのみしか記されていないにもかかわらず、図像 No. 92 の「矜羯羅」は左手に索、右手に剣を持つ姿に描かれている⁵⁹。これは『二童子法』の「矜羯羅」の②、さらに『決秘要義』の「矜羯羅」の記述と共通する(但し、『決秘要義』の右手は

⁵⁷前掲、日本の美術『不動明王像』四五頁によると、「玄朝様不動」を出現させた大きな要因の一つに、宋代不動画像の請来があるとのことである。玄朝(生没年未詳)は元興寺の絵仏師とみられ、『東大寺要録』によると永延元年(九八七)東大寺大仏殿の繡曼荼羅の修理に当たったとの記録がある(『朝日日本歴史人物事典』、『平安時代史事典』両事典の「玄朝」の項目参照)。

⁵⁸中世日本の童子像には、たとえば有名な「赤不動」など、木の枝の杖を持つものが多いが、それは「玄朝様」や『二童子法』の制吒迦の図像と何らかの関係があるかもしれない。但し、「赤不動」は柔和な表情の童子(矜羯羅か?)の方が杖を持っている(筆者は、美術史について専門的知識がないので、単なる情報として加えておく)。

⁵⁹『別尊雑記』所収の他の図像 No.88・89 でも同様である。

論 文

「劍」ではなく「片刀」)。そして、『二童子法』「矜羯羅」の「慈悲貌」を示す①の方では、右手に「執蓮花」とあり、これは上に述べたように玄朝様の図と一致している。この右手に蓮の花を持つというのは他の不動経軌には見られない記述である。ところが、不空罽索の童子を描く図像 No. 92 では、五髻の「制吒迦」が右手に花を持つ図像で描かれ、「持蓮赤色」と書き込みがなされており、共通点が見出される。不空罽索経軌の「李無諂訳」では、歡喜の様子を現す「制擿迦」が「其一手把阿摩羅果。一手把花」とされており、「制擿迦」と類似した「第八」の「使者」は「手執蓮花」とある。

なお、この『別尊雜記』図像 No. 92 の五髻の「制吒迦」の図への書き込みには「持蓮赤色」とあるが、画を見る限りでは蓮華以外の花に見え、図の方が「一手把花」という経軌（「李無諂訳」）の記述に忠実で、書き込みは経軌の記述と異なり、図とも矛盾がある。これに関しては、経軌の「第八」の使者の記述に「手執蓮花」と記されることと混同されている可能性もある。但し、経軌の「制擿迦」の記述には「其一手把阿摩羅果」とあるにもかかわらず、図への書き込みでは「左持物青」として持物を特定していない点を考慮すると、経典記述を知らない人物が何らかの別の情報から図像に書き込みをしたとも考えられる。

「矜羯羅」について『二童子法』②は「大体如聖尊」、『決秘要義』は「大体如正尊」（「正尊」は「聖尊」と同意か？）とする。『二童子法』②の「瞋形。額現皺文」という記述もあわせて、不動のような瞋恚の姿であるといえよう。また、『二童子法』②と『決秘要義』では右手に劍（あるいは「片刀」、左手に索を持つとするが、これは不動明王自身の持物と共通している。ところが、『決秘要義』は『不動使者陀羅尼秘密法』の記述通りに「矜羯羅」を「恭敬小心者」と記しており⁶⁰、不動に似たイメージとは矛盾が生じている。『決秘要義』の矛盾は「制吒迦」にも見られる。『覺禪鈔』が引用していない部分では、行者から「殘食」を受ける時は、「亦有一身」として別の「一眼身」を現わすという記述があり、「制吒迦」の方にも不動のイメージが与えられている。しかし、はじめの一身について述べられる「面目忿怒」で「其性麤惡。瞋心数数現行者」であるにもかかわらず、「当擬胸前恭敬聖者之勢」に作るという記述は、やはりかなりの矛盾があるといえよう⁶¹。

⁶⁰ 『覺禪鈔』は『決秘要義』からは「恭敬小心者」を記す部分を引用していないが、別の箇所「使者法云」（『不動使者陀羅尼秘密法』の意か。上述、第一節、および大正 21、No.1201、p.24c12-25a1 参照）としてこの部分を引用している（大正図像 5、p.194c14）。

⁶¹ 『白宝口抄』ではこの部分を「秘要云。制吒迦○左右二手結嚙日羅惹里印。当擬胸前。恭敬聖者之勢○立磐石上。隨逐大心者〈文〉」（大正図像 7、p. 24c21-c23）と引用した上で、「私云。此童子仰見明王有二義。一煩惱違背時示現忿怒睨明王。一知惠能覺知物。故知煩惱即菩提見明王時。恭敬聖者之勢云之也」（同前、p. 24c24-c27）（現代語訳：私に云う。この童子（制吒迦）が明王を仰ぎ見るのは二つの意味がある。一つは煩惱によって〔明王に対して〕違背〔の意〕（背く気持）があるときは、忿怒〔の姿〕を示現して明

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

以上のように不動の二童子に関して見ても、非常に異なる容姿とイメージが混在している。『決秘要義』では「制吒迦」を「四臂」とする特異な姿もある。これだけ異なる姿とイメージを同じ童子として認識し、現代の我々から見ると矛盾と感じられる事象を許容している。そして不動の二童子と不空羂索の二童子の微妙な関連性もうかがうことができる。このような状況においては、不空羂索の童子と不動の二童子を同一の童子と捉えたとしても不思議ではないかもしれない。

ところで、『二童子法』に見える正反対の二種類の「矜羯羅」の謎は『五十卷鈔』の当該部分を見ると理解可能になる。先に示した『覚禅鈔』の「二童子法云。形如喜見童子。作慈悲貌。頂有蓮花。左持杵。右執蓮花。又云。作瞋形。額現皺文。左執索。右把劍。大体如聖尊。乘獅子王」という部分は、『五十卷鈔』「不動法下」では次のようになっている。

又云〔筆者注：『二童子法』を指す〕。〔①〕其像形如喜見童子。作慈悲貌。頂有蓮花。左手持杵。右手執蓮花。〔②〕或行者作降魔時。童子即作瞋形。額現皺文。左手執索。右手把劍。大体如聖尊。而乘獅子王影向壇前云々（『五十卷鈔自第二十三卷至第四十二卷』真言宗全書 30、p. 218 上 15-下 1）

〔現代語訳〕また〔『二童子法』に〕云う。①その〔矜羯羅〕像の形は「喜見童子」の如くで、「慈悲貌」をなす。頭頂に蓮華があり、左手に杵を持ち、右手に蓮華を執る。②あるいは行者が降魔をなす時、童子は瞋恚の形をなす。額に皺の文様がある。左手に索を執り、右手に劍を把る。大体は「聖尊」〔不動明王〕の如くであるが、師〔獅〕子王に乗り、壇の前に影向する、という。

二種類の姿の記述をつなぐ下線部の文言が、『覚禅鈔』では省略されているので意味が分からなくなっているが、『五十卷鈔』によれば、「矜羯羅」本来の姿は「慈悲貌」

王を睨む。もう一つは、知恵によってよくものを覚知する〔場合である〕。〔その場合は〕煩惱即菩提であることを知るゆえに、明王を見る時に聖者を恭敬する形をとる）と説明している（この点に関しては同じ『白宝口抄』同前、p. 2b29-c10 も参照）。一つの尊格が場合によってさまざまな姿に現われるという思想が時代が下るにしたがって受け入れられている傾向と（これは『決秘要義』の記述自体でも、行者が制吒迦の「瞋心」を「投」げさせられれば、後には「影の如くに随従する」と述べられていることから、そうした思想がすでに存在していたと推測することも可能である。さらに遡れば、そもそも、不空奮怒王が不空羂索観音の「教令輪身」であるとされることにも、その思想が現れている）、不動尊のような忿怒の姿をしているにもかかわらず聖者を恭敬する姿であるという記述の矛盾を、何とか解決しようとしている試みと考えることもできる。また『二童子法』の「矜羯羅」に二種類の姿が記され、調伏儀礼の際は通常とは異なった忿怒の姿を現すという点は、信仰する者を罵詈誹謗する輩を調伏する際に、不空羂索が忿怒の「不空奮怒王」の姿で現れる、という『四卷』などに見られる記述を想起させる（上述 13 頁も参照）。

論 文

であるが、行者が降魔の法を行う時には「瞋形」に変じて現れるということである。最後の「影向壇前」の文言も『覚禅鈔』の引用では省略されているが、降魔の儀礼の時は、壇前に恐ろしい姿で現れるという生々しい記述である。先に記した『決秘要義』の「制吒迦」が、行者から「残食」を受ける時には「一眼身」を現わすとあったのも同様に、本来の姿とは別の姿を現わす場合があるということであろう。

全く異なった姿を同一の存在として認識することが可能であり、かつ同一の存在が場合に応じ、儀礼の内容に応じて慈悲を示す温和な姿であったり、瞋恚の姿で現れたりする。身体の形すら変化する場合がある⁶²。当時の学僧の観念では、儀礼の場の尊格は生きた存在であり、それが自然なことと考えられたのであろう。そうした前提があつてこそ、不空鞞索の童子が不動の童子と同一化され得たと考えることもできるかもしれない。

おわりに

以上述べてきたことは推測、あるいは状況証拠的なものでしかないが、簡単にまとめると以下のようなになる。

- ① 不空鞞索と不動の同一化が先か、不空鞞索と不動の二童子の呼称の類似から不空鞞索と不動の同一化という言説が生じたのかは不明であるが、史料を見るかぎり、先に引いた『密教大辞典』の「不空鞞索陀羅尼経には、不空鞞索の眷属として緊羯羅・制嚩迦二童子の事を説けるを以て、白宝口鈔・別尊雑記等に此尊〔不空奮怒王〕を不動明王と同体とする」とする説を支持するものは見当たらない。『覚禅鈔』や『白宝口抄』では、不空鞞索は不動であるがゆえに二童子を具す、という説明がなされている。不空鞞索と不動の同一視は、何らかの理

⁶²不動二童子の図像についてさらに加えると、大正図像 12 に収録されている『田中本不動儀軌』（寛元三年〈一二四五〉に兼胤が書写）には八大童子の図像が掲載されている。そこでは「矜羯羅」（大正図像 12、p.1099、図像 No.24、p.1100、図像 No.25）と「制吒迦」（p.1101、図像 No.26、p.1102、図像 No.27）だけ二種類の図像あり、二枚目の図像は「又様」あるいは「又」と記されている。一枚目の図像は「秘要云」として『八大童子秘要法品』を引用しているらしい。二枚目の「又様」の方は「或処云」として文献名が記されていないが、文章はほぼ『決秘要義』と一致する（但し、この箇所は『決秘要義』が「聖無動成就使者法品云」として引用している部分に当たるので、この田中本に引用されている「或処」が「聖無動成就使者法品」だったという可能性もある）。つまり、これらは『二童子法』による「矜羯羅」の二種類の姿（通常の姿と降魔の時の姿）とは無関係である。なお、大正図像 6 の『東寺本不動明王図像』は、正応五年（一二九二）頼尊写の奥書を有し、『田中本不動儀軌』とほぼ同じ内容の写本である。ここにも、p.231、図像 No.20、p.232、図像 No.21 の「矜羯羅」と「矜羯羅（又様）」、p.233、図像 No.22、p.234、図像 No.23 の「制吒迦」と「制吒迦（又様）」の四種類の図像があり、「秘要云」、「或処云」と二種類の文献が引用されている。

中世真言宗における童子と使者の言説

(小田)

由で厳覚（一一二一年没）の頃から始まり、その後勸修寺流の寛信を経て次第に明確化していったと推測される。

- ② 『覚禪鈔』では不空罽索と不動を一体とする言説の起点として、寛信あるいは実任を想定していると思われる。
- ③ 興然・覚禪などが引用している由来が明らかではない不動関係の文献には、二童子の容姿や特徴についてかなりの相違があり、特に『二童子法』は「矜迦羅」に関しては、正反対の二種類の姿を記している。このような状況が存在したために、不空罽索の「緊羯羅」「制躡迦」と不動の「矜迦羅」「制吒迦」とは、漢訳経軌の段階では容姿と性格のイメージが呼称と逆になっていたにもかかわらず、それらを同一と捉える言説が受け入れられたのではないか。

密教図像は基本的に経軌の通りに描かれ、固定化の傾向が強いといえる。しかし実際には、経軌には記されていない部分や不明な点が多い。そこで図像にも（ある範囲内での）自由度があったと考えられる。また僧や行者が尊格を感得する場合もある。さらに、教令輪身などの思想によってさまざまな尊格が同体として結び付けられ、時と場合によって尊格は姿を変えて現れる。それは第五節でみた『二童子法』の「矜羯羅」が通常の姿と降魔の際の姿が全く異なるという例で理解できるであろう。極端に言えば、同じ不動の二童子であっても、儀礼の中で彼らが出現するたびに違う存在として現われる可能性があった、とも言える。また行者 A に見えている不動尊、あるいは二童子と、行者 B に見えている不動尊、あるいは二童子が、同じ姿であるとは限らない。経軌の段階では固有名詞的な性格は弱く、それゆえ独自の存在とは言えない単なる「使者」だった童子たちが、実際の儀礼を行なう中で固有名詞的な独自の存在感を強めていき、その過程で自律的な、自由な存在になっていったのではないだろうか。そのように考えると、後代の文献になればなるほどさまざまな姿が記されるようになった理由が納得できる。

忘れてはならないのは、画像法・造像法は現実の儀礼に用いられることを前提としていることである。つまり像と儀礼は結びついている。特に院政期頃から新奇な修法が多数生み出される傾向があった。密教儀礼はそもそも想定外のことが起きる可能性を孕んでいる。ある尊格を出現させようと試みて別の尊格が出現したり、魔などの好ましくない存在が現れたりする場合もある。儀礼の最中でさまざまな特殊なケースが起これば、その対処に迫られるであろう。儀礼の現場はかくも生々しく緊迫したものであったのである。感得した新たな尊像のような場合は、以後取り入れられて新たな儀

論 文

礼として継承されていく場合もあろう。想定外の事態への対処や新たな尊像が口伝として伝わり、言説として書き残されていった時、時間を経てその意味がわからなくなり、言説や図像自体を後から意味付け、説明していくが必要になる。そこでさらに言説が発展し、その言説が再び儀礼にも影響を与えていく。そういった循環が繰り返されていったのではないだろうか。

なお、今回は言説に焦点を合わせたため、美術作品や美術史の分野の研究の成果を充分に取り入れることができなかった。また、不動関係の経軌や文献に関して、その由来や性格などを明確にすることができないこともあった。今後の重要な課題としたい。

〔付記〕本稿作成において大正新修大蔵経データベースを利用した。引用文献の下線は私に付した。引用文の句点は一部私に改め、会話文は「」を付し、割注は〈〉に入れて示した。

また、本稿の現代語訳、経軌や史料の性質、その他のさまざまな面で、彌永信美氏から多くのご教示を得たことを記しておきたい。

なお、本稿脱稿後に徳永誓子「『護法信仰論覚書』後」（『比較日本文化研究』20、二〇二〇年）が発表された。これまでの護法研究や憑霊信仰研究の経緯が非常にわかりやすくまとめられている。

中世真言宗における童子と使者の言説
(小田)



図1：『別尊雜記』所収、不空王と二童子（大正図像3、p. 280、図像No. 92）



図2：『醍醐寺本不動明王図像』所収、「玄朝様不動御頭并二使者図像」（大正図像6、p. 189）

矜羯羅

	不空羼索觀音		不動明王		法要義
	李無銘訳	【別傳雜記】図像No. 92	不助使者陀羅尼秘密法	二童子法 (②は『五十卷鈔』による「行者作勝魔障」とする。) ①如喜見童子 ②如理尊	
名称の意味	李無銘訳	【別傳雜記】図像No. 92	不助使者陀羅尼秘密法	二童子法 (②は『五十卷鈔』による「行者作勝魔障」とする。) ①如喜見童子 ②如理尊	法要義
容姿	作於夜叉童子之形		作小童子形	如十五歳童	能作者 如正尊
身体の色		赤色 (記入)		白肉色	黄色
表情	瞋面怒目、鼻作 狗牙上出、吐舌舌臂				面目忿怒
髪型・頭の飾り	髮赤黄色。向上鬘堅鬘如火焰	怒髮 (画) 赤黄 (記入)	蓮華冠	蓮華冠	
右手		劍 (画)	二手合掌。其二大指互屈相向。佛母一殿持	①執蓮花 ②把劍	執片刀
左手	身有胸臂、持索 (どちらの手かは記述なし)	索 (画)		①持件 ②執索	持索
服装	著青色衣	袈裟黄色、袈赤 (記入)	天衣袈裟		袈裟、持索
性質			恭敬心者		恭敬心者
その他				②乘獅子王	足踏石上

制吒迦

	不空羼索觀音		不動明王		法要義
	李無銘訳	【別傳雜記】図像No. 92	不助使者陀羅尼秘密法	二童子法	
名称の意味	李無銘訳	【別傳雜記】図像No. 92	不助使者陀羅尼秘密法	二童子法	法要義
容姿	「第八」の使者		息災	扇底迦尊者、福德聚勝	(行者から飲食の供養を受ける時) 口裏一服身
身体の色	作童子形		如童子	如十五歳児	青黑
表情	面黄白色	白肉色 (記入)	如蓮	記述なし	面目忿怒
髪型・頭の飾り	軟髻相鬘、軟髻突面	作軟髻面	頂有五髻	頂有五髻	七髻髮垂左肩、頂覆八葉蓮華、華色俱白
右手	其一手把阿羅羅果、一手把花	頂上五髻 手執蓮花	軟髻剛髻	軟髻枝 (どちらの手かは記述なし)	持箭
左手		阿羅羅果? (画)	阿羅羅果? (画)		持弓
服装	著緋赤衣	袈裟赤色、袈紫色 (記入)	不著袈裟、以天衣纏其頸肩	緋衣	袈裟袈裟
性質			難共語惡性者是。猶如人間惡性在左下。總多惡使當多過失也	瞋心惡性之者	其作瞋惡。瞋心敬敬現行者
その他	遊行空中			乘白馬	当脚脚前亦敬敬者之勢、立磐石上

表1: 矜羯羅・制吒迦の比較一覧表

2020 年度日仏東洋学会総会報告

【日時】 2021 年 3 月 21 日（日） 13 時～17 時

【会場】 オンラインにて開催

1. 開会の辞

議長 中谷英明会長

2. 総会議事

1) 報告事項

(1) 2020 年度活動報告

全般的状況

中島代表幹事より、全般的な活動状況の報告がなされた。コロナ禍で活動が大幅に制約されており、今後オンラインを活用した活動を増やすことが提案された。

(2) 2020 年度決算報告

酒井規史会計幹事より 2020 年度の会計決算報告がなされ、承認された。

2) 審議事項

(1) 2021 年度予算

酒井規史会計幹事より 2021 年度の予算計画が提出され、審議、承認された。

日仏東洋学会 2020 年度総会報告

(2) 人事について

役員交代

- ① 代表幹事：中島隆博から小関武史氏（一橋大学教授・パリ第四大学 DEA・8 世紀フランス文学・思想史）へ（中谷）
- ② 会計幹事：酒井規史から手嶋英貴氏（龍谷大学教授・ベルリン自由大学博士・インド文化史）へ（中谷）
- ③ 広報委員：手嶋英貴から亀山隆彦氏（龍谷大学非常勤講師・龍谷大学博士・日本仏教）へ（中谷）

日仏東洋学会講演会

- 14 時 30 分～15 時 20 分 講演「シノロジーの形成とその契機となったもの」
講演者紹介 中島隆博
講演者 井川義次（筑波大学教授）
- 15 時 20 分～15 時 40 分 質疑応答
- 15 時 50 分～16 時 30 分 講演「フランスにおける『老子』受容」
講演者紹介 中谷英明
講演者 中島隆博（東京大学教授）
- 16 時 30 分～17 時 総括ディスカッション
ファシリテーター 中島隆博

日仏東洋学会 会計報告

日仏東洋学会令和2年度(2020年度)決算報告

日仏東洋学会令和2年度(2020年度)決算

◇収入

普通会員会費	60,000
前年度繰越金※	398,983
利子	2
計	458,985

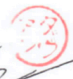
◇支出

印刷費	47,258
通信費	19,344
会議費	0
消耗品費	0
支払報酬費	0
雑費	11,235
旅費	0
HP維持費	0
予備費	0
計	77,837

総収入－総支出：458,985円－77,837円＝381,148円
平成31年(令和元年)度残金 381,148円は令和二年度への繰越金とする。

以上の通り相違ありません。

2021年 3月 15日
日仏東洋学会監事

藤田 一夫 

2021年 3月 15日
日仏東洋学会監事

森 賢一 

編集後記

○ 日仏東洋学会『通信』第44号を御届けします。本号では、小田悦代氏の論文を掲載することができました。日本中世の真言宗における「童子」について、文献と図像資料の両方から考察された大作です。会員の皆様におかれましては是非ともお読みくださいますようお願いいたします。

○ 2020年度の総会はオンラインで行われました。昨今の状況に鑑みますと止むを得ないかと存じます。

○ 2020年度は、昨年度に続きコロナ禍とともに明け、そしてコロナ禍とともに暮れました。感染者数も拡大と減少を繰り返し、各国政府のみならず各人もまた対応に終わりました。大学・教育関係者も例外ではございません。全面的なオンライン授業とともに、昨今では対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド授業やハイフレックス授業が多く大学の導入されています。まさしく言うは易しにして、対面とオンラインの学生両方の相手を同時に行うのはなかなか大変なものです。先生方もご苦労があったのではないかと存じます。しかし同時に、学内行政の諸会議もオンラインで行われるようになりました。こちらの方は、むしろ効率的で時間短縮でよろしい、との声もちらほらと聞かれるところです。

○ 研究活動もオンラインで行われることがいつしか多くなりました。はじめはおっかなびっくりでzoomやgoogle meetなどなどを利用していた方々もいつしかすっか

り習熟しまして、小規模な研究会だけでなく、大規模な国内学会、国際学会もいつのまにかオンラインで開かれるのが普通になってしまいました。本会の総会もその一つです。対面と比べますと、どうしても気軽な対応が難しく、また何より懇親会がないためにももの寂しいのも確かではありますが、一方でオンラインにはそれなりの利点もあるようです。オンラインでの会合は相互の距離を軽々と越えることができ、国内のみならず海外在住の方々も簡単に一つの場を共有できるというのは、思わぬ発見でした。今後コロナ禍が明けても、研究会やシンポジウム開催の際にオンラインがオプションの一つとなることは間違いないでしょう。たださすがにオンラインといえど時差だけはどうしようもありません。国際学会などを開催する際、参加者に最も都合の良い時間帯を調整するのが、目下一番難しいところです。

○ 困難が続く状況の下ではありますが、本誌44号を例年と変わらず出版できる運びとなりましたことは、編集子としてひとまず安堵しているところです。ワクチン接種の進行程度などさまざまな要因によるのですが、コロナ禍に伴う苦難はもう少し続きそうです。会員の皆様におかれましては、どうかご自愛くださいますよう、心からお願い申し上げます。またあわせて、本誌への変わらぬご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

(岩尾一史)

日仏東洋学会 通信 第43号

2021年3月31日

日仏東洋学会入会申込み・会費納入受付

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67

龍谷大学法学部 手嶋英貴研究室

a21016@mail.ryukoku.ac.jp

推薦に関しては会員にご相談下さい。

『通信』へのご寄稿

- E-mail による投稿は下記まで

kazushi.iwao@gmail.com

- CD-Rom による投稿は下記まで

〒600-8268 京都市下京区七条大宮東入ル125-1

龍谷大学文学部 岩尾一史 宛

発行者 中谷 英明

事務局 〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67

龍谷大学法学部 手嶋英貴研究室

印刷所 有限会社ヤマダスピード製版

〒815-0031 福岡県福岡市南区清水

TEL: 0120-939-834 FAX: 092-511-5977